

10月定例教育委員会会議

日時 平成21年10月16日(金)

午後1時30分

場所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 部活動中の事故について (資料 1 学校教育課)
- (2) 「第22回インターナショナルフェスティバル」の開催について (// 2 教育指導課)
- (3) 第62回全国優良公民館表彰について (// 3 生涯学習課)
- (4) 第39回秦野市展開催について (// 4 //)
- (5) 平成21年度特別展「秦野に眠るナチュラルリスト直良信夫展」開催について
(// 5 //)
- (6) 「かながわアスリートネットワーク」野球教室の開催結果について (// 6 スポーツ振興課)
- (7) 武道体験コーナーの開催について (// 7 //)
- (8) 花音(かのん)朗読コンサートについて (// 8 図書館)
- (9) 第23回夕暮記念こども短歌大会応募状況について (// 9 //)
- (10) さわやかウォークの開催結果について (// なし スポーツ振興課)

4 議 案

- (1) 議案第23号 平成21年度秦野市教育委員会教育功労者等表彰について
- (2) 議案第24号 平成22年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

5 協議事項

- (1) 秦野市幼稚園教育懇話会の開催について
- (2) 平成20年度定期監査(本町小学校に存在する資金)の結果について
- (3) 不登校児童・生徒への支援のあり方について
- (4) 幼小一貫教育について

6 閉 会

平成 2 1 年 1 0 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 6 時 1 0 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	2名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただいまより、10月定例教育委員会会議を開催いたします。
お手元の会議資料に沿って進めさせていただきます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、前回の会議録を承認いたします。

次に、教育長報告に移りますが、報告の(1)「部活動中の事故」については、個人情報が含まれますので、秘密会での報告としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

よって、「部活動中の事故について」は秘密会での報告といたします。

それでは、教育長報告をお願いいたします。

—教育長が教育長報告9件を報告—

委員長

教育長報告に対しまして、ご意見あるいはご質問がございましたら、お願いしたいと思います。(2)から(10)までありますが、まず(2)から(5)、生涯学習課からの報告までのとこ

望月委員

ろで何かご質問、ご意見があれば。

優良公民館についてですが、神奈川県では約170館、公立の公民館がある。全国では1万7～8千ある訳ですが、コンスタントに表彰されるというのは全国的にも非常に珍しい存在です。私も公民館に勤めさせていただきまして、まず感じたことは、秦野はとにかく地域の人が非常に協力的です。秦野は、人口的にも、それから公民館の数とか、規模もちょうど適正規模ではないかと思います。アイデアは運営協議会で出したりして、それから、今、専任の館長さんがいてフルに勤めています。その館長さんも非常に頑張っていて、良いアイデアを出す。それで、実に地域の人が協力的です。そこで初めて地域に応じた特色ある公民館活動ができていないかと思いません。

特に、放課後教室は非常にユニークだと思います。そこには必ず地域の協力があるのではないかと思います。ですから、そのような行政と地域が一体となって、それぞれの地域に応じた特色のある公民館活動が展開されたその結果が、このような表彰につながったのではないかと思います。ですから、先ほど教育長がおっしゃっていたように、秦野の生涯学習の特色ある、非常にいい活動だととらえても良いのではないかと思います。本当におめでとうございました。

教育長

望月委員さんは館長さんを経験されているのですが、教育委員さんのそれぞれが秦野の公民館をご覧になって、あるいは体験されて、どんなイメージで評価されているか。というのは、いくら全国優良公民館表彰を6年連続、7年連続もらっても、市民の人はあまり価値が分かっていないのではないかという気がします。だから、これを誰が正しく評価して、そして市民の人たちの財産にしていくのかというアクションは、これは所管の教育委員会なり生涯学習部がもっとしっかりとやるべきなのか、あるいは、そこまでやるほどの価値はないのか。

皆さん方がどういう感想をお持ちかお聞きしたかったのは、この後、この公民館にしろ、公共施設に待ち構えているのは、公共施設の再配置計画や、施設の維持管理費が非常に金食い虫になっているので、ひょっとすると、統廃合あるいは民間委託とか、つまり、今の公民館をコミュニティセンター化していくような構想もない訳ではないし、他市でも、ましてやこういう公共施設を無料で貸すとか、お金を取っても費用対効果は見込めないとか、話がそちらの方向へ傾斜している傾向があるので、文部科学省の表彰をもらっても流れの中では焼け石に水ということなのか。もう少しきちんとこれが、これだけの費用対効果が上がっている、実

生涯学習課長
教育長
生涯学習課長
教育長
生涯学習課長
望月委員
生涯学習課長
教育長
高橋委員

績が上がっている、今望月委員が言われたようなことがきちんと評価されないと、行革、公共施設再配置計画、あるいは民間委託の流れの中で埋没していくような気がしています。だから、誰かがきちんとこの価値や意義を訴えなければいけないと思うのですが、一般の秦野市民の人はあまり意識していない。ただ便利か便利じゃないかぐらいは、使い勝手がいいか悪いかということは言われるのですが。まして、老朽化した公民館を新しくしようなんていうことに対して、せつかくこのようなものをもらっても、余り知られていない。これはニュースになっているのですか。

まだです。

なっていないですよ。毎年ならないでしょう。

タウンニュースに載ったり載らなかったりということ。

そのレベルですか。

そうです。

神奈川新聞では扱っていないんですか。

扱っていません。

イメージありますか。

「広報はだの」に公民館のいろいろな活動が載っていますよね。ああいうところに、実はこういうものを受賞しましたというようなお知らせは載っているのでしょうか。素晴らしい活動をしていても、私たちの公民館活動が素晴らしいということを知らないで利用されている方が多いと思います。だから、その活動を紹介していく中で、今年はこのように受賞しましたというようなアピールも必要だと思います。何気なく行っている活動も、実は住民みんなの協力とかそういうようなことで発案されてそれが実行されている、ただの場所貸しじゃないということは素晴らしいということもありますし、地域の協力によって素晴らしい公民館活動ができているのだということ、他市と比べたら秦野市はすごいんだぞというようなことのアピールを、もうちょっとしても良いのではないかという気はします。気が付いていない人のほうが多分多い。

教育長
高橋委員

皆さん、これが当たり前だと思っているんですね。

今年はこのような活動をしていますという一覧表、それを見るだけでも私は本当に素晴らしいと思います。1ページに載っていると、各公民館が「他の公民館はどうなんだろう」という意識もありますよね。お互いに刺激し合ってとてもいい活動になっていると思います。でも、他市のことはあまり分かりませんので、それが当然とってしまっている部分があるんですね。実は全国的に見ても素晴らしい活動をしていて、すごいんだぞということ

委員長

を、もっともっとアピールしてもいいのではないかと思います。本当に地域に根差した活動は素晴らしいと思います。行政だけでやっているものに一般市民が乗っかっているのではなくて、企画などの段階から、地域の人から選ばれた委員さんが意見を出していろいろ活動されていますよね。そのようなことをもっとアピールしてもいいのではないかという気がします。

生涯学習課長

これだけ連続して秦野の公民館が文科省の表彰を受けるということになると、かなり特別なことですよね。今、教育長が言うように、正直言えば、公民館は、教育委員会で使うとき以外に自分では使ったことがないので、そんなに身近なものではないのですが、これだけ連続してくると、秦野の公民館はほかとは相当違うということを意識せざるを得ないと思います。私はもちろん素直に喜んでいますが、このようなことを言うと皮肉になるかもしれないけれども、文科省の評価は当然評価する項目がある訳ですよ。そういうことを意識してやっている訳ではないのですね。

委員長

ないですけども、やはり、特色のある形で取り組みをしていますから、そこが一番出る部分だと思います。

望月委員

だけれども、秦野の公民館だけがそんなことをやっているとも思えないのですが。

まずは、都市部には公立の公民館がないということです。横浜もないし、東京も山手線の内回りのところはほとんどないです。だから、郊外にあるんです。それから、北海道とか沖縄とか、それぞれ都市からちょっと離れたようなところは、かなり公民館活動に力を入れているのですけれども、もう一つ、公民館の館長は、他市は非常勤が割合多いです。かつて秦野もそうだったのですが、今は市役所の職員が専任化されて、それから地域と一緒にドッキングしていくというのは、その辺は確かに特徴があるのではないかと思います。

委員長

私が言いたいのは、文科省の評価の対象と使っている市民の評価とが一致しているのか。先ほどから話を聞いていると、文科省から毎年こうやって表彰されるのに、市民には余りそういう意識がない。

教育長

例えば、公民館祭り、年に1回しかやらないけれども、ああいう企画を行政がやっているというか、みんなが集まって作って行っていますよね。あれをやるのは結構面倒ですよ、準備からやるので。それをみんな当たり前のようになっているんですね。喜んで楽しんでやっている。ところが、今、望月委員が言われたように、ちょっと外れたところに行くと、貸し館業務なんですよ。自分たちで何か企画して使いたい人が使っている。私の住んでいる

ところの公民館は、時々空いているなと思うと、お祭りの前に寄り合いをやっているだけで、それでも公民館という名前がついている。管理人がそばに住んでいるぐらいで、常駐する人すらない。まして、今はお金がないという時代ですから、人件費をかけないようにやるので、できるだけ人がいないような形にしているほうが楽なんですね。

ですから、そのようなものから比べると、秦野市の公民館を使っている人たちや、公民館祭りをやっている人は、これが公民館の普通のあり方だと思っていると思うのですが、世間でそんなことをやっているところは非常に少なく、やりたくてもできないというのが現実ではないか。だから評価されるのではないかと思います。

委員長

それに対して秦野市の場合には、公民館では日常のことがよく行われているし使われている。

教育長

そうです。使う人たちがたくさんいて、予約が取れないからと苦情が来るような、そんな隆盛を極めているというか。大きいのは、やはり専任の館長がいるということ。ただし、市役所の出先機関みたいにどんどんなっている訳です。1人だけ館長がいて、あとはみんな非常勤でアルバイトみたいにやっている訳です。だから、こういう陰ではかなり無理もしている。要するに、市役所の出先みたいにいろいろなものを始めましたからね。人さえもうちょっと安定してつけば本格的ないいものになるでしょうけれども。

望月委員

私はいつも思っているのですが、一度、企画記事として「広報はだの」に特集を組んでもらえるといいと思います。それから、各公民館でいろいろ会報を出しているのですが、あれも中身を全部改善しなければいけないと思います。どの公民館も官報に載せるとか、例えば、上公民館も出しているのですが、上公民館だけではなくて、どこの公民館でも官報にこれを載せる。あるいは、過去の実績がこうだというようなことも載せるとか、もちろんホームページとかもあるでしょうけれども、その辺の市民への啓発を考えていただけるとよろしいかなと思います。

ちょっとしたことでも、いろいろなところで知ってもらうことは大事だなと思います。

教育長

加藤委員は、公民館はあまり関係ないですか。

加藤委員

そうですね、ほとんど使用していません。去年も受賞したわけですから、議題が出ましたよね。見たときに最初に感じたのは、持ち回りの賞が回ってきたのかなと思ったんです。県で二つしか受賞できないということは全然分からなかったの、各市町村1

望月委員

個ぐらいはもらえるものが来たのかなと思って。ただ、優良公民館表彰を受けたと広報とかで発信しても、多分市民の人も同じように感じられるのではないかな。もうちょっと、自画自賛といいますが、アピールしてもいいのかなという気はします。

教育長

今、とにかく公民館の職員は大変ですよ。館長以下、皆非常勤で、市民の連絡業務を行わなければならない。実際行ってみると、駆け足しながら動き回っています。見ていて気の毒だなという感じがするのですが、よく頑張っているなと思います。

生涯学習課長

今、地区懇談会はやっているのですか。

教育長

市政懇談会です。

生涯学習課長

上地区はあるのですか。

教育長

あります。

そのようなときに、市長の口から、「本当に皆さんのおかげで」ということを言わなければ駄目ですね。情報をできるだけ流して、上公民館を地元の人たちの誇りにしなければ。そのようにするいい機会だと思うけれども。

委員長

その地域の人に聞いてみると、案外評価しているのかもしれないですね。

教育長

そうかもしれないです。

委員長

せっかくやっている訳ですから、ぜひ、今後も、社会に評価をされるような活動をやっていただきたいと思います。

先ほど教育長から、資料2のインターナショナルフェスティバルの話が少しありましたが、何かちょっと欠けているとか、これからこういうことをやったほうが良いと思うようなことはあるんですか。

教育長

私は、直接行って体感しているのではなくて、準備段階にかかわっている実行委員の学校の教職員の動きや感想をいろいろと聞く機会があります。そうしますと、これは教育委員会の仕事で、教育委員会がすべて予算を持って、例えば、いろいろな大学へ当たったり、外国人を招聘したりするのは全て教育委員会がやっている。自分たちはその場に子どもを連れていき、入ってやれば済むようなイメージを持っている実行委員、職員が多いんです。英語科の職員も学校によって何人かいますから、順番で回ってくる訳です、今年はおあなたがということで。行った人間が何をやるかをよく分かっていない。当初、望月委員が指導主事の時代、これはイングリッシュフェスティバルといって、体験活動で子どもたちと英語文化圏のネイティブとが接する時間をたくさん設けると、いろいろな夢と希望に満ちあふれたはずの企画が、やることはやるけれども、現場の教職員が本気になって作ってほしいとい

委員長

うものが、私の感覚では薄れている。だから、形骸化してきている。参加も、各学校10名程度と言っているにもかかわらず、2人しか参加しなくて、それ以上のアプローチはしないとか、そういう話が聞こえてきています。やればいいというものではないので、思い切ってこれをやめてしまって、スクラップして、ネイティブとのかかわりができるような新しい企画を設けるか、あるいは、もう一度原点に戻って、現場の先生たちが本気でこういうことをやる気があるのかないかを問うか。そのようなことをしないまま、毎年毎年、第何回、第何回とやっていくこと自体が余り良いことではないと思って私はあえて言ったのです。

付け加えて言えば、このようなものを年1回お仕着せでやっているということに、もうそれほどの意味はないのではないかという気が私はするのです。こういうことをやるのなら、こんなに大げさに年に1回やるのではなくて、もっと日常的に交流ができる場を作るということが理想ではある。そうはいつても、そのようなことを何回も何回もやることは難しいだろうから、こんなに大きく構えて年に1回やるのではなくて、もっと集まりやすい条件を作って何回もやるということのほうが効果はあるのだろうと思うのです。

今のような大がかりなことをやるとなると、1年に1回やるのが精いっぱいになるだろうけれども、まさにグローバル時代なのだから、このようなことが日常的に起こることがこれからは理想な訳で、私は、こんなに大がかりなことをやらないで、もっと集まりやすい環境をつくって回数を増やすことのほうが効果はあるという気がします。

教育長

私は、あえて批判的な視点からしか言っていませんから、もちろん成果もあれば喜んで子どもたちもいっぱいいるので、全く無意味だとは言っていないのですが、ただ、私がいつも大事だと思うのは、企画して動かしている教職員なりスタッフが、新しいものを常に求めず、ただ去年と同じようなことをやっていて精いっぱいというのでは、余り期待ができない。

ただ、予算も20万円ぐらいで、そんなに何百万もかけている予算ではないのです。ですから、お金はかかっていないのですが、少し新しい視点も入れるということを企画側が考えないで毎年やるのはいかがかなど。

委員長

一遍やったことはなかなか変えられない。変えるということの本気でやらないと。

望月委員

実は、私が当時指導室にいるときに始めたのですが、このようなイベントは、当時の県下を振り返ってみると、2つのスタイル

がありました。一つはコンテスト形式です、スピーチコンテストや暗唱大会。それからもう一つは、英語の劇をやるとか歌をやるとか、そのようなプレゼンテーション。秦野は違う一つのアイデアでいきたいという気持ちもありましたので、そこで考えついたのが、ふれあいの部と、それから幸い、当時は東海大学に大変協力していただきまして、東海大学の外国の人たちにたくさん来てもらい、そして、発表とふれあいの部を設けようと。これは非常にユニークだった。現在でもこの方法は県下でも大変ユニークなのですが、いろいろと見直しをする時期に来ていることは確かだろうと思います。まずこの成果は、秦野の子どもたちが英語でスピーチができるようになったということです。これは、昔はなかったのです。秦野の中学生が英語でスピーチできる。タイトルを決めて、そして英語でできる。これは、1回目、2回目、3回目あたりにやりたかったけれども、なかなかできませんでした。第何回のあたりかは私も記録を見ないと分からないのですが、それがだんだん定着してできるようになったということはありません。

これは時間との関係もあるのですが、平成23年から小学校も5、6年生の、いわゆる外国語活動が入るので、その辺とどうかかわりが持たせられるかというようなことで、一つ中身を変えていくものでは小学校も含めたというものも考えていってもいいかなと。ただし、時間の問題もあり、それから準備段階等もあるので、どの程度クリアできるかはこれから議論を進めていかなければいけないのですが、今後の方向は、変えたとすれば、小学校との連携ということ、それから、先生方が本当に本気になってやっていくこと。また再度原点に戻して議論を始めながらやるということもまたよろしいかなと思います。

このようなことは、英語なら英語の科の先生たちが、研究部会がありまして、自分たちの研究活動の一環として子どもたちを巻き込んでやりたいんだということが、本来のスタートであるべきなのです。ところが、これは、行政のほうから「こういうものをやってみないか」と声をかけられている訳で、やらされている意識のほうが強いのではないかと思うのです。やりたいのではなくて、やらねばならないと。だから、教育委員会がやることは、教職員の指導やサービス監督もあるし、教職員の指導力を高めるという側面があって、子どもたちのほうは現場の先生が何とかしようというのが本来であって、我々が教職員も子どもも一緒に何とかしようというのは仕事でやり過ぎだと思うのです、本来。そこがどうも現場とうまくかみ合わない。やめるとマイナスイメージがあ

教育長

委員長

るのかどうか、やめるにやめられなくなっているみたいで、だから、あえてこういう場で教育委員さんからご意見をいただいて、新しいものを作りやすくするというのも必要ではないかと思っ
てあえて言っています。

英語学習の成果を上げるという目的が最初は強かったのですが、22年前と今とでは大分違うでしょう。こういうところで英語学習を必ずしも向上させようなんて思わなくてもできるわけで、むしろ、異文化交流、あるいは子どもたちが小さいときから英語に馴染む場を作るとい
うことから言えば、私がさっき言ったように、こんな大がかりなことをやらなくても、日常的に集まって話ができるような場所を作るとい
うことで良いのではないかと思うんですけれども。今の話のように、ぜひ一度見直しをしていただいて、目的も変わってきているでしょうから、当然やることも変わってきているわけ
です。ぜひ一度検討をして見直しをしていただきたいと思います。

では、次の(6)から(10)についてご質問・ご意見等ございますか。

望月委員

武道体験コーナーについてですが、指導者はどのようにやるのか、それが1点とそれから、かながわアスリートネットワークの野球ですが、これは生徒が喜ぶ
ますね。ずっと良い思い出になるみたいで、良かったのではないかと思います。渋沢中学の顧問と指導者、指導者というのは地域の人なのですか。

スポーツ振興課長

地域の方です。武道体験コーナーについては、各体育協会に加盟の武道ということで、柔道、剣道、弓道、空手、少林寺拳法、スポーツチャンバラ
があります。加盟団体それぞれの協会
で組織的に行っていただくということで、当然、指導者または会員の参加が得られるという中で開催していこうということ
です。武道には他にも、テコンドーや合気道、いろいろあると思いますが、今回は体協に加盟している団体を対象に行うとい
うことでございます。これにつきましては、来年以降、これを発展させまして、武道祭りというような形で考えています。

望月委員
委員長

分かりました。

武道を特に取り上げたというのは、指導要領を考
えてのことなのですか。

スポーツ振興課長
委員長

はい。

その他いかがですか。

加藤委員

アスリートネットワークの事業で教えていただきたいのですが、トップアスリート事業とアスリートネットワーク事業との違いとい
いますか、管轄もどう違うのでしょうか。

教育指導課長	<p>前回、体操の選手が鶴巻小学校の子どもたちに模範をお見せして、そして一緒に友好を深めて競技を行ったということでご報告させていただきました。そのときに加藤委員さんからご指摘を受けたところですが、そのときにこのことにも触れる場があったと思いますが、もともとは、私たちの立場でいきますと、県の教育委員会から2本の矢印が向かって、一つは学校現場、学校ごとに手を挙げて参加を申し込んでみませんかということが一つあります。それが鶴巻の例です。加藤委員さんがご指摘のように、定点的にやるのではなくて、部局横断的にどうだろうかということがもう一つの矢印で、今回は中学校に呼びかけて実施されています。2種類あるというようなとらえ方で我々は今考えています。</p>
委員長	<p>渋沢中は、受講者はいなくて指導者だけが出ているのですが、これはなぜですか。渋沢中は、子どもがいなくて大人だけ出ている。</p>
スポーツ振興課長	<p>日程をどうしても前田先生に合わせなければいけないという事情がございまして、その日になった結果、鶴巻中学校は参加できませんでしたし、渋沢中学校も生徒は参加できなかったという事情がございまして。</p>
委員長	<p>それでは、教育長報告に対しまして、ご質問、ご意見は以上といたしまして、次に、議案に入ります。</p> <p>本定例会には2件の議案が提出されていますが、「議案第23号 平成21年度秦野市教育委員会教育功労者等表彰について」は、個人情報が含まれていますので、秘密会での審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>—異議なし—</p> <p>よって、議案第23号は秘密会での審議といたします。</p> <p>それでは、「議案第24号 平成22年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」ご説明をお願いいたします。</p>
委員長 望月委員	<p>—教育長が議案第24号について説明—</p> <p>ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>今まで、交流があったと思います。それで、ある年数がたつと戻ってくる。だけれども、例えば伊勢原に行って、伊勢原にずっといたいということであれば、いても構わない。実際に、今まで、例えば、秦野から市外に出た先生で、戻らなくて平塚にずっといたいなんていう先生、あるいは、二宮にずっと勤めていたいなんていう先生はいたのですか。</p>
教育長	<p>今は、出て帰ってこないという人はいません。ただ、帰る時期になっているけど、もう一年いさせてくれという。それは、向こ</p>

うの学校長とか教育委員会が離したくない。いい先生だから、もう一年何とか延ばしてくれないかとか。本人も説得に応じて、もう一年希望で残りたいということがあります。それが、そのうち、何としてもこちらでやりたいと言われたときには教育委員会同士の話し合いになります、今までは。

委員長

今回は、自動的に全部、希望でも行ったら必ず戻すことになっています。それと、他市から秦野市に来て、来る時点で、もう戻らないと言って宣言して来ている者がいまして、それはこれとは別な人事のルートで動くようになってしまっているのはあります。

できるだけ広く、多くの教員の人事交流をやったほうがいいと常に申し上げていますが、この（８）が入って、それはやりにくくなるのですか。つまり、行きつくところは、希望者がいるのか、いないのかということなのですが、希望者は出るのか、出ないのか。希望者が余りいなければ、交流するのは難しくなる訳ですよ。

教育長

実は、中地区というのは、秦野と平塚と伊勢原はそれなりの学校数を抱えていますから、その市に奉職して退職までいても、秦野ですと、例えば中学校教員になると、9校回るのに、1校に4年いると、三十六年、大体4年いれば全部回り終わります。伊勢原はそこまではないですが、平塚はもっと多いですから。

ただ、大磯と二宮は、学校が小学校2校、中学校2校ぐらいのレベルですから、片方に20年、もう片方に20年ということがあり得たのですが、昨年から教育長同士で話をして、我々も一緒になって協力しながら、大磯と二宮は一緒の人事エリアになったのです。ですから、小学校が4校、中学校が4校という中でスパンができましたので、職員もずっとそこにいることはない。交流したい場合には希望でできますから、今までもできました。

ただ、今度は、秦野と平塚と伊勢原と大磯と二宮、広域の中で年次の異動をかけますと、これはまた何が起きるかということ、事務の規模が非常に大きくなって、なかなか難しいというようなこともある。将来的には合併してしまえばそういうことも関係なくなるのですが、今のところは各市町村単位で人事はやろうということになっています。ですから、これが入ったから、入らないからと言われれば、入ることによって市町村間の人事交流は今までは減ると思います、希望になりますから。だから、委員長が言われるように、もっともっと積極的にということからすると、ブレーキがかかる形になると思います。

積極的にやるのであれば、今の市町村単位の人事管理体制を壊

委員長

して、3市2町で一括人事をやるというようなシステムにしないと、これはなかなか、学校長の思惑、調整、職員のいろいろなものを考えると難しいかなという気がします。足柄上事務所、足柄下事務所のほうは、学校が1つの町に1個しかないなんてことがありますから、事務所単位で今言われたような形で全部をまとめてやっています。こちらは大き過ぎるかも知れないです。

教育長

中教育事務所としては、必ずしも広域で多数での交流に合意しているということではない訳ですね。

大磯、二宮のところだけが大きなネックになっていたのも、そこが解消されて胸をなでおろしているという状況です。3市2町は管理職の交流人事も非常に協力的に前向きにやろうという方針は確認されていますので。

委員長

以前は、市町村ごとの教育長レベルで自分のところは絶対離さないというような、抱え込み型の時代が結構長かったです。最近はそのようなものは駄目だということで、結構腹を割ってどんどん交流をやっていますので、そのような意味では非常に開放的になりました。

教育長

それからもう一つ、2の(7)、これは先般来話題になっている一貫教育に関連する訳ですが、小学校と中学校の間での異動は免許の問題も当然ある訳ですね。小学校と中学校と両方の免許を持つ人と、どちらかしか持っていない人との割合はどのぐらいですか。

小中の免許を持っている人はかなり多いです。小学校の先生は小学校の免許を取ると自動的に中学校がついてくるみたいなどころがありまして、割と持ちやすいです、小学校課程を取っている人は。ところが、中学校課程を取ると自動的に高校の免許がついてきます。だから、中学校の教員が小学校に行くというのは大変至難の業ですね。小学校の免許を持っている人が中学校へ行くほうが割と多いですから、楽なんです。ところが、もともと小学校の教員を目指している人ですから、中学校へ行ってみないかと言うと、自信がない。免許は持っているけれども、やる気はないということで、あまり乗り気じゃないですね。中学校の先生で小学校を持っている人は、専門的にやっていますので、急に小学校に行ってもこれもこれということは無理かなと思うけれども、やってみたいという人は言えば割とスムーズに動くんですよ。ですから、大学のほうで、あるいは免許法のほうで、幼小中高の点で、もう少し、取りやすさとか、その辺を工夫していただくと教育現場は非常に助かるのですが、何でそういう免許法にしているのか、あるいは免許の取得単位にしているのかが私には理解でない

のですが、だから、文科省は現場がよく分かっていない。したがって、今までどおりの免許の出し方でいいと思っているのでしょうね。全然現場にはそぐわないです。だから、その辺を工夫したらもっといい教員の養成といい教育ができると思うので、非常に辛いです。

委員長
教育長
委員長

2枚目の参考資料は、中教育事務所の規程なのですね。
内規ですね。

これも、対象者の基準のところが変わったということなのか。

教育長

はい。

その前に、今までは人事交流で職場をかえるということがここだったのですが、今回からは研修だという位置づけで書いてある。それが大きな違いですね。だから、研修期間が終わったら戻ってくるということです。

委員長

それでは、「議案第24号 平成22年度秦野市立小・中学校
県費負担教職員人事異動方針について」は、原案のとおり可決すること
で異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

それでは、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

まず「秦野市幼稚園教育懇話会の開催について」ご説明をお願いいたします。

—教育総務課長が秦野市幼稚園教育懇話会の開催について説明—

教育長

私のほうから少し補足的なことを言わせていただきます。

今、課長から話があったとおりでございます。今日の協議としては、幼稚園教育懇話会がこのままあり続ける意味があるのかという、今言ったように、あり方の問題です。それでは、それにかわるような新しい組織が必要かどうかというようなことと同時に、これについては市民や議会等からも強い要望はないのですが、ただ、平成12年から、10年間近くこの会は何もやっていないのです。ところが、資料に構成の表があると思います。お手元の皆様のほうには氏名の欄が抜けていると思いますが、実は、12年度の懇話会ですから、この方々の任期は既に終わっている訳です、任期は2年ですから。再任も何もしていません。ということは、今、自動的にこの方々は空席になっているのかなということなのですが、一部の方はまだご自身が懇話会の委員であるというような思いを持ってらっしゃるような話も片方にありまして、放置する訳にはいかない状況になっているのです。

ですから、言葉悪く言えば、この表がそのまま放置されたとすると、これは行政の怠慢である。しいて言えば、教育委員会会議にこの件について提示もしなかったし、教育委員会としても、きちんとした形をとらないと批判されても弁明の余地はないということになると思うのです。そんなこともありまして、今日、唐突かもしれませんが、とりあえずこういう状況にあることを踏まえながら、皆さんのご意見を伺って、ここで一回整理したほうがいいと。今日ここで、こういうものを作ったらいいとか言ってもなかなか難しいと思いますから、もし皆様方のご意向があれば、事務局のほうでたたき台を作り、またご提示するようなことも必要ではないか。秦野の公立幼稚園は14園ありますが、園児数の減少で、費用対効果の面でいくと非常にコストがかかり過ぎだという批判があつたりもしますし、これから14園をどう再編成していくのかという議論も片方では必要かもしれませんし、保育園との一体化を既に4園やって、新しい道も歩んでいる。幼小の一体化、一貫教育を片方でやろうというような新しい動きもある。

このような流れの中で、あるいは民間委託、公設民営化というようなことも一つのあり方としては当然メニューに上がってくるだろう。そのようなたくさんの課題を抱えている幼稚園教育、幼児教育の部分を我々だけで話し合うのではなくて、また事務局だけで方向性を出すのではなくて、広く市民の方や関係者の皆さんからご意見を伺って対応していくということになると、やはり懇話会的な組織が機能していただくことも必要ではないか。単に保育料や、また私立幼稚園の利害関係を調整する機能だけでは語れない内容があるということで、今日は最初ですから、ご質問や素朴なご意見でも結構ですので、事務局で答えられる範囲は答えていきたいと思しますので、ともかく一回テーブルに乗せて、また次回、第二步を進めていくということでご理解ください。

委員長

つまり、この懇話会は、入園料とか保育料を上げるときにだけ利用した。それ以外には別に相談には乗ってもらわなかった。最近10年間ぐらいは保育料、入園料等は全然変わっていないから、だから開かない。

教育長

率直に言えばそうだと思いますよ、いろいろと言っているけど。

委員長

この懇話会の方はよく怒らなかったですね。「おれたちは入園料を上げたいときにだけ利用されて、それ以外は何の相談にも来ないのか」、こういうことですね。

教育長

恐らく、ご意見を言われた方で、行政としては私立幼稚園の側からどういうリアクションがあるかが一番気になっていたのか

など思うのです。統計学上とか科学的分析上これが適切であるかどうかという人の意見はあったとしても、私立幼稚園や保育園などに対する気遣いが一番懇話会の中で働いていたのではないかという気はするのですが、今、事務局も、当時のことを知っている職員はいません。

望月委員

私が知っている範囲で、ちょうど私が教育委員会でお世話になっているときにこれが出たんですね。あのときも幼稚園の課題がいろいろあって、ここにある入園料、保育料、学級定数、3年保育、余裕教室、それから統合教育ですよ。それからもう一つは、議会でもいろいろ問題になったのですが、いわゆる私立幼稚園の補助金ですよ。政治もいろいろ絡んできたりしました。私立幼稚園の補助金の問題については、議会でもいろいろ論議されたこともありました。ですから、統合教育にしても私立の問題にしても、それから、入園料は、ここずっと、何年で据え置きになっているのですか。

教育総務課長
望月委員

平成11年からです。

昭和63年から平成10年までは一、二回あったのではないかと記憶しています、保育料の問題で。そして、幼保一体化の問題が出てきた訳です。ですから、この懇話会の存在感はかなりあったのではないかと思うのです。

前回、「確かな未来を子どもたちに」という提言書ですけども、最初の提言書のところは幼児教育については触れていません。なぜかというと、幼児教育のあり方については、私が最初に自分で書きましたのでよく覚えているのですが、幼稚園懇話会にゆだねるということで、この提言書の中ではそれには触れないと。ですから、いろいろな面でそれなりの存在感があり、役割を果たしてきているのではないかと、私はそのような記憶があります。

教育長

もう一つ思い出したのですが、私は、平成2年から指導主事をやっていて、そのころこれは開かれていたと思うのです。今、望月委員の話で思い出したのは、小中学校の教育に関しての方向性については、当時、指導室のほうで責任を持ってやると、幼児教育についてはこれがあるからと言ったのですが、これがあるからといっても、これは金の問題とか器の問題とかそちらの問題で、ソフトというか、教育理念のことについては何も出てこない場所だったんですね。この懇話会を中心にして秦野の幼児教育の道標としての方向性なり理念は出てきませんでした。

高橋委員

私は懇話会ということは全く知らなかったのですが、第3条のところを見て、本来ならば(7)の「幼稚園教育の充実及び発展

教育長

に関すること」ということが真っ先に来て当然なのかなど。入園料とか外枠のことばかりで、幼児教育の本質は7番に来てしまっているのかという印象なんです。

だから、教育のソフトとか幼児教育の何たるかということよりも、総務課が管理部分を持っていたので、どうしてもそっちのほうに傾斜した。思い出したのは、入園料、保育料が上がる、下がるというのは、実は、ここに書いていない私立幼稚園の就園奨励費、これをどうするかということが一切ここには書いていないですね。強いて言えば6番が就園奨励費になるのでしょうか。私立の幼稚園は、公立の幼稚園の入園料を下げられてしまえば影響が大きい訳です。だから、園児を持っていかれないように、ここで就園奨励費をちゃんと出せるのか、出せないのかあたりは議論されたのでしょうか。

教育総務課長

私立幼稚園については、市独自で補助金を出しているという流れが一本あって、国のほうで幼稚園就園奨励費補助金が平成元年に新たにできました。それで二重で私立への補助金が出るような状況がありました。この部分を改正するということが一番大きな問題になって、幼稚園教育懇話会の中で議論をして一本にまとめて、秦野市独自のものをやめて国のものにした、そのような部分がこの中に提言されているんです。

それともう一点は、そもそも論から言って、当初はまだ14園ではなかったんですね。そこを補うために私立の幼稚園がある。その連携を図ってその中でうまく公立幼稚園を運営して、行く行くは秦野市全体を14園にして、すべての4歳、5歳児をその中で受け入れるのだという、この中で私立幼稚園とうまく共存共栄する、その中で大きな問題が入園料、保育料だと。過去のを紐解いていくと、そういう流れで来ている。現状、平成12年のときになると、人数の減少等の中で入園料、保育料が落ち着いてしまった、それ以上上げる要素がなくなってきたというようなことで、やる必要がないという、多分そこでこのまま残されたという状態じゃないかと。ずっと過去のそういうものをめくっていくとそうなるのですが、ただ、要綱自身が残っていますし、今、幼稚園が大きく変わろうとしている中で、これをそのまま放置するのはおかしい話になりますので、唐突ですけれども、あえて出させていただきました。

委員長

これまでの経緯から言えば、幼稚園教育懇話会というものの使われ方は分かった訳ですけれども、これからも幼稚園教育懇話会は必要なのか。そこに何を求めるのか。ここで文字どおり幼稚園教育の充実・発展を議論してもらおうのか、教育の中身を議論して

もらうのか、そのために必要なのかどうかといったことになると思うのですけれども。

今の話はよく分かります。これからも幼稚園教育の中身を、教育長がおっしゃるように、そういうことまで議論してもらうような場として必要なのか、それは教育委員会でやればよいということなのかということだろうと思うのです。幼稚園教育というものはちょっと特殊で、私は、今までの経験から言うと、幼稚園教育について専門的に議論してもらう場とか人は必要なのではないかという印象は持っています。

望月委員

かつて非常に大変だったのですが、今は、私立の幼稚園の補助金のことで、いろいろと不公平があったとか、そういうことはないのですか。

教育総務課長

現状としては、国一本にまとめられましたので、国の一律の補助とプラスアルファで秦野が上積みしている部分があります。それで基本的には、問題はないようです。

望月委員

結局、今は平時のときですね。平穏ですね。

委員長

平時というか、動きようがない。

教育長

ただ、いずれにしても、幼稚園教育懇話会というものの存在、委員も、かつての委員を任期切れのままずっと置いておくこと自体は何とかなければまずいだろうと思うのですが。

委員長

規程の中に委員の任期は書いてあるのですか。

教育長

2年間と書いてあります。

委員長

だから、切れているといえれば切れている訳ですね。

教育総務課長

そうです。このまま訳せば、自動的に切れているというようには訳せる。

委員長

任期切れ、あるいは解任の辞令は渡すのですか。

教育長

こういう懇話会には出さないでしょう。

教育総務課長

いえ、任期が終われば、お礼状を出すということがありますので。

教育長

これは、委員さんには謝礼が出るのですか。

教育総務課長

そうです。報酬になりますけれども。第6条の中に、「費用弁償、報酬等を支給する」と。

教育長

幼稚園懇話会の予算は毎年取ってあるのですか。

教育総務課長

実は、取ってはあります。

教育長

何も開かないで。

教育総務課長

そうではなくて、昨年まではとっていなかったんですけども、今年度について、これについては焦点を当てなければいけない。開催するということであれば予算が必要になりますので、それを見越して予算の中には計上させていただきました。

教育長

事後処理は、事務局で責任を持ってやるしかないので、やりま
すけれども、ただ、これからこういうものをどうするかという見
通しを。

委員長
教育長

そういうことですよ。

そうしないと、このままの名称で残し続けるか、先ほど委員長
が言われたように、ハードの部分もあるけれども、運営やソフト
の部分も含めて検討するような委員会組織を持っていたほうが
いいだろうと言われれば、これにするか、改組するか、新たなも
のにするかということですが、当面必要がないから、必要
になったら、その時々で作ればいけないかということでしたら、
また少し考えなければいけないのですが。

望月委員

私は、これは初期の目的を達したということで解散してもいい
と思います。ただし、こういうものは必要に応じて作る。メンバ
ーはその課題によって違ってきます。

委員長
教育長

そういうことだと思います。

もう一つ私が思うのは、なぜ幼稚園教育に関してはそのような
審議会だとか懇話会があるのか。それでは、義務教育の小学校教
育について専門家からの意見を具申してもらうような組織は必要
ないのか。幼小中一貫教育などを考えるときには、事務局と
我々教育委員だけで良いのかということになりますね。だから、
これは多分、秦野市立幼稚園だということで、入園料とかお金が
絡んでくるということがあって調整も必要だったのですが、義務
教育は無償だから余り調整機能を必要とされていないからとな
ると、この後段の後ろのあり方とか中身について、これがあって
何で小中学校はなくていいのかというようなことを含めて。

委員長

小中学校は、今、評議委員は置いていないのでしょうか。高校は
置いていますよね。評議委員も小中学校では必要ないと思ってい
るから、教育委員会でもそれを置かないということにしている。
特に必要だというのなら、そのような人を置くということはある
得る。しかし、市としては、やはり教育委員会があって、基本的
な施策、戦略をここでつくる、それはそれでいいのではないかと
いう気がします。先ほど、幼稚園については特殊なところがあっ
て、このような議論する場が必要ではないかと申し上げたのは、
これは私の感覚ですが、ここに、幼稚園の専門家がいれば、それ
はそれで必要ないと思います。

教育長

多分に政治的な背景がどうしてもここにはありますよね。つま
り、ここでいくらソフトを語っても、例えば、行財政のほうから
受益者負担をもっと上げろとか、来られてしまえば、事務局とし
ては、そっちの動きに対して連動して対応せざるを得ないです

ね。ところが、義務教育のほうは無償になっていますから、もちろん、就学前教育の無償化なんていう方針を国が出してくればまた別でしょうけれども、大体10年間据え置きになっていること自体もすごいと思いつつ、これは保育料の算出根拠が必要経費の3分の1とかありました。あれに照らすと上げようがなくなってしまいます。

教育総務課長
教育長

そうです。

だけれども、一方で秦野の公立幼稚園は金食い虫だと。人件費だけで7～8億円かけて、これを仮に民間に全部ゆだねれば本当にわずかで済んでしまう。例えば、そのお金を小中学校のほうに充てれば、そちらの教育が充実するだろうというような市議員さんもいる訳です。そうではないのだとすれば、きちんとした根拠を持たなければなりません。

委員長

そのような議論だとすれば、幼稚園教育だけの話ではないですね。ですから、これが必要なのかどうかということは少しこれまでの経緯を踏まえて考えてみたらどうですかね。

教育長

実は、今日3番目の協議題に入っている不登校生徒への支援のあり方、これも、私に言わせると、担当課が一つの方向性なり提案あるいは情報提供をする。そうすると、ここで話し合う訳です。ところが、例えば、ここで皆さんと話し合うにしても、もうちょっと、不登校のことについて、あるいは財政的なことについて、いろいろな多角的な、多面的な、保護者も交えたような、そういうところでこれについて話し合ってもらえませんかという機関があったっていい訳ですよ。そのようなことが話し合える場合はどこかにありませんかという、不登校は小学校にもいれば中学校にもいる訳です。そうすると、教育問題懇話会みたいなものが、もっと分けられるように、審議会でも何でもいいから、分科会みたいに常に状況に応じて組織化できるようなシステムを構築しておけば、その中に幼稚園というものがあってもいいのかもしれない。

教育総務課長

当面、保育料の値上げはないのですか。あり得るのですか。

議会の一般質問等では、保育料、入園料について、果たしてこのままでいいのかという質問とご意見があります。行革の部分を含めて幼稚園のあり方の検討を庁内で行った中でも、クラス定員数という算定基準があります。それは、例えば、今実数として、本町がクラス定員200人です。ただ、実際は100人しか入っていません。それを200で割って保育料を出すという、ずっとそういうやり方をしているのですが、その辺の根底の基礎の計算式については変えるべきではないかということが行革等の中で

教育長

も意見として言われている。そうすると、入園料、保育料については若干の変動をさせていかなければいけないというような算定が出てきますので、それについては少し中で検討、研究をしなければいけないというような部分は目の前に来ています。

望月委員

多分に政治的な判断が必要な内容ですね。単純に計算式で出せば済む問題ではないですよ。市民の反発も予想されるとか。

教育総務課長

今、幼稚園の課題が3つあるとすれば何ですか。

望月委員

一般の方から見てですか。事務局としてですか。

教育総務課長

事務局として。

望月委員

事務局としては、教員の質向上、それから統合の教育。

教育総務課長

統合の今の課題は何ですか。

望月委員

増えつつあるので。

教育総務課長

特別支援教育ですか。

特別支援教育です。それとあと一つは余裕教室でしょうか。入園率が50%ですよ。これと私立幼稚園との整合性、その辺ですね。

教育指導課長

同じ問いに指導の視点から答えるとするならば、新しい教育要領が始まりまして、その内容の徹底、それから、これは重なりますけれども、統合教育、特別支援教育、発達障害の子どもたちへの対応、そして小学校との接続の3つが挙がっております。

委員長

そのような問題は、先ほどから申し上げたように、ここで議論をするというのは難しいことであるから、もう少し専門的な議論が必要だということになるのですか。そんなことは必要ない、ここでやればよいということですか。

教育総務課長

実際の部分で言いますと、学校教育法が改正され、法整備の中で幼稚園が小学校の前に出てきて、厳然と、今言われるように、小学校との連携の部分、位置づけをされて、それに基づいて幼稚園教育要領が変わってきました。その中でも連携という部分が重要視され、新たなカリキュラム、これと同時に、今、秦野市では4園が認定こども園になっています。認定こども園と幼稚園と保育園、この部分が今後どうあるべきか。ここの統一カリキュラムという問題、4歳、5歳、この部分が新たに出てきています。この辺で事務レベルでの打ち合わせはしますけれども、国の方針や施策に向けた部分への対応ですとか、そういうような部分について、もう少し専門的な部分での協議はする必要がある。これは私個人として感じています。

望月委員

そうすると、要するに、教育要領にしても、保育所の指針にしても、今、接続の問題が強調されていますよね。それで今の内容面もあるということであれば、もしそういうところの課題につい

教育総務課長

て方向性を出すのであれば、そのようなメンバーを選んで、懇話会でも、名称はいつでもいいのだけれども、それで方向性を導いていく。私学との兼ね合いの補助金がどうなるかというようなところがあつたら、今度はそういう人たちに入ってもらって方向性を見出していくというようなことになるのか。

多分、今言われているような方向でターゲットを絞っていかないと難しいのではないかと。昔、幼保連携が延々いろいろと協議されながら、うまくいっていない。今度、国がこれを子ども家庭省として一本にしてやっっていこうと。その中でクローズアップされるのは、当然、こども園です。この方向性に秦野市が進みつつあり、実績が出つつある園もあるのです。ですから、この辺のところについてももう少し議論を深めて、カリキュラムから管理・運営から何から、その辺のあり方を一定方向出すということは、今の段階として秦野市が一番全国的に進んでいると言われていまして、これをしっかりと検証していく必要はあると思います。ですから、それがよく分かる方を委員とした部分での懇話会なり検討会をやる必要があるのではないかとということです。

望月委員

問題点は分かりました。そうすると、一つは、幼稚園の問題があれば、それはケース・バイ・ケースで人選等も考えて対応して、いろいろ知恵を借りたりする。もっと秦野市教育委員会としてどうするかというと、いわゆる中教審には五つの部会があるわけです。教育制度部会とか義務教育とか生涯学習とか、そうすると、そのような感じで、例えば義務教育の団体、名称はいいですね。それから幼稚園のどうのこうの、それから生涯学習のどうのこうのというようなものを秦野市教育委員会として組織をして、そして、それぞれ、生涯学習等の課題が出てきたら、そういう部会なりで方向性を持ってくる。それは、社会教育委員があるから、こちらのほうで代行できるということであれば、それはいいと思います。ただ、生涯学習という純粋な面で議論して方向性を出すのであれば、そういう機会を作っても良いという、そのようなことも可能ですよね。

教育長

私は、せつかく教育委員会事務局という組織があつて、そこに、専門家あるいはプロとしてこういった仕事をやっている人は、すべからく勉強して、それは現場でやるのは分かったとしても、事務局としての方向性なり何なりを教育委員会会議に資料提供して、どうしてもここが足りないですという分からないところがあつたら、そういう専門家を招聘するというなら分かります。最初から、例えば、幼稚園教育もそうだけれども、幼小中一貫、不登校対策も含めて、今、指導主事なり、あるいは研究所という組織

があって、それで給料をもらっている集団なのですから、まずそこが初めから投げちゃうのはいかがなものか。私が、組織が必要だと思うのは、多分に政治的な場面です。つまり、純粋な教育論だとか何かを展開したり、事業を組み上げていくということについては、今の事務局スタッフなり今ある組織で精いっぱい工夫するのが当然だと思うのですが、保育料の値上げ、制度改革、規約の改正、こういうときには、その道の人が出て、市民や議会の皆さんがある面では納得しやすい環境を作らない限りは、いくらやっても難しいと思います。だから、何でもかんでも全部作るのではなくて、必要に応じてそういうものを作る。その前の段階は、指導課長がいるけれども、私が指導課長だったら、私たちにやらせてくれと言いたいですよ、そういうことは。その代わり、手引きをつくるとか、こういうものをまとめ上げる作業をやるときに顧問として誰かに入ってもらおうとか、組織を現場の先生と指導課で組み上げて、こんなものを作りたいというときに、その専門家に、大学の先生などに入ってもらって監修してもらおう。これは良いと思います。

だけれども、根本的な秦野の教育を語ろうというときに、事務局が全く分からないので全てお願いでは、説明がつかないと思うのです。だから、基本は我々でやろうと。また、例えばの話、教育委員も、お手上げ状態が生じるかどうか、もしそういう懸念があったら、だれか講師を呼んで学習会をやれば良いんですよ。そのような気概をまず見せながら、ただ、過去にあった、今もある、幼稚園懇話会みたいな、例えば、市長部局のほうで値上げしろと、値上げは待たないでと受けて、今度は教育委員会はどうしたものかなということですね。

実は、教育委員会会議で皆さん賛成ですなんていうのはあまり説得力がないんですね。それでは、保護者の意見は聞いたのかとか私立の皆さんは何と言っているのか、このような話になりますから、きちんとそこは機関を通して審議を十分経て、こんな意見をもらっていることを踏まえてこうですと言わないと説得力はないですね。ということなので、最初から何とか審議会ありきというよりも、産みの苦しみをまず事務局がして、実はもう限界なので、こういうものを立ち上げたいけれども、教育委員の皆さんいかがでしょうと投げかけてから作るなら良いし、先が見えていたら、今回、21年度に入る段階から提案しなければ駄目ですよ、そういうものは。例えば、そこまでしなくても、幼P連の代表の人や幼稚園の園長、会長、研究会長と小学校の校長、研究会長を呼んでお話を聞いたら方向が見えたのでというのだったら、そ

委員長

れでいい訳です、改めて会議を起こさなくても。

審議会とか委員会とかは、一般的には事務局の施策を世の中の人に納得させるために動かすということなのだろうけれども、そういうときに必要なものと本当の意味でシンクタンク的な役割を期待するものと両方あるということですよ。

教育長
委員長

そういうことです。

だから、両方必要なのだろうけれども、幼稚園教育について、施策戦略あるいはシンクタンクのようなものは特に必要ないということであれば、常日ごろ作っておく必要はなくて、その都度ということになるのではないですかね。そのような意味で、先ほどの教育長の話の少し整理してもらって、本当に施策を作るのに必要だということであれば、それなりの専門家を揃えないといけないうし、今までのような使い方をするのなら、それなりの人ということになりますね。ですから、どのような性格を持たせるのかということと、それが必要なかどうかということも同時に少し考えてみるということが必要ではないかと思います。

教育長

あと、これは費用が発生するのです。費用が発生するということは、今、市長部局のほうは、コスト意識や費用対効果、そのようなことをとても意識している訳です。我々もその中にいるから、教育というものはそれだけでは計れないと言いつつも、金をかけるのだったら、それだけの成果を上げなければまずいという視点は必要なので、だから、金をかけなくても現場にいる先生たちから声を聞けばかなり参考資料が得られるのだったら、それが大事だし、本当に必要なものは、値踏みをして、7,800円でも1万円でも、かけた分は絶対むだにはしないというような視点がないともったいないですよ。説明がつかない。

委員長

私は、集団的な役割を期待するなら、それは研究所でいいのではないかと思うのです。

教育長

そうです。本来、そのための研究所ですよ。だけれども、場所はない、人はいない、予算は少ない、だから、今は小休止状態で細々と生き長らえているという現実がない訳ではない。

委員長

とにかく、一旦整理する。その上で、再編が必要であれば、どういう性格のものが必要であるかということを検討していただく。

教育長

総務課が担当だと思いますが、見通しとして、今、一旦整理したいというけれども、その次も含めて、道筋が見えるような方向が出せそうですか。

教育総務課長

ある一定の方向がこれから求められる部分としてありますので、その部分については内部検討が8割ぐらい進んでいる状況が

あります。ですから、定例的にこういった懇話会を置くということではなくて、相対的に必要な部分の裏づけという後押しの部分は少し考えたい。この要綱自身についても一旦収束させながら、新たなそういうものが置けるような要綱に変えていくというようなことを検討させていただければと。

教育長

ぜひ指導課との連携も忘れないでほしいです。一応、その辺の見通しはあるのですね。

教育指導課長
教育総務部長

それでいいと思います。

先ほど言ったように、行革絡みの総合計画が一斉にここで動き始めるんです、23年度のものを21、22年度に策定するというです。ですから、そこでのリンクということをしごく我々は意識しています。幼稚園についてはいろいろな課題がここで発生してきます、政権交代を含めて。教育委員会の方向性みたいなところは常に問われる状況にはあります。

教育長のお話に似て、私も行政をやってきて、我々が方向性をきちっと持っていなければ、いろいろな懇話会だとか審議会だとか協議会を作っても余り意味はないです、広く追認をしてもらうというだけで。どのようなときでも、我々がまずどういう方向性でやっていくかということに信念として持つことがまず第一なのだろうということも私も確認しましたので、その辺のところから進めていって、それで、どのような懇話会とか組織が必要なのかという部分をもう一度考えてみたいと思います。

教育長

この件は、次回の教育委員会会議でこうなりましたと答えが出ることはないかもしれないのです。だけれども、何しろほうっておくわけにはいかないし、少なくとも、来年の予算編成がもう始まりますから、そのような中で、同時に並行してこういったあり方についても多分皆さんのほうにお諮りする機会が出てくると思いますので、課題であるということをご理解いただければありがたいと。

委員長

続いて、「平成20年度定期監査（本町小学校に存在する資金）の結果について」ご説明をお願いいたします。

—教育総務課長が平成20年度定期監査（本町小学校に存在する資金）の結果について説明—

教育長

教育総務課長

これは協議事項なのですか。報告事項ではないのですか。

一部は報告ですけれども、教育委員会としては本町小学校を指導するという部分がありましたので、私のほうから、これをもって本町小学校の校長先生にこの方向でやっていただきたいということで、お願いといたしますか、指示を出しました。ですから、単にそれでいいのかどうなのか、もう少し突っ込んでほしいとか

委員長

教育総務課長

委員長
教育長

いろいろな部分があろうかと思ひまして、協議事項とさせていただきます。

問題は、透明かつ適正な管理方法、これは当然のことけれども、そのためには何をするのかということと、法人化をするという場合には、それは教育委員会のできるのですか。

今まではみなし法人ということで、武資金と川口資金については本町小学校の関係者が資金の運営を行っていました。しかし、透明性、適正な管理方法という部分で、今までは本町小学校の教員の方がすべて理事になっていました。それと、評議委員が法人格の中では必要となりますが、そのような部分も足りていないというようなことがありましたので、そのような部分を整理する必要があることを伝えました。

それから、すべてが教員であることはよくないのではないかと、いう相談等を受けております。その中で、PTAの会長さんですとか過去のPTAの役員の方、それから、教育委員会の部分で、もし必要があれば名を連ねるといふようなことで透明性を確保されたらどうですかというような相談も受けております。

ほとんどは報告事項でいいと思うのですが、ご意見は。

例えば、今回3,000万の寄附があったのですが、金額が大きいですね。それは子どものために奨学金としてというように話で寄附者の意向があつて、今のところ交通遺児に入れるかという話でいるのですが、例えば、そのような方がこれからそんなにたくさんいるとは思わないのですが、〇〇小学校の子どもたちのために3,000万円寄附したいと言ってきたとしますよね。それは、この人たちの考え方で言うと、公教育の機会均等の理念に反するので、それはやめていただいて、秦野市にいただきたいということなんです。

寄附者としては、私がここでお世話になったとか、私の子どもがここでお世話になったので何とかというような思いがあつても、まかりならんなんていうときに、それではやめますということになった場合には、せつかくの好意を無にしなから、恩恵をこうむることができるはずだった子どもたちは不利益を生じる。分からないでもないような気はするけれども、随分杓子定規な物の考え方をするんだなという。総計予算主義、これはそんなに美しいことなのか、世の中にとって大事なことなのかというのは、私はよく分からないですね。

ですから、これは説得してでも市全体でもらえといふようなことになるのかなと。物なら良いということで、「600万円寄附したい」、600万円を現金でもらうと問題があるので、600

万円のピアノだったらいいというのであれば、それは公平性を欠かないのかという、実にくだらないところで監査のほうから言っているのが非常に腹立たしく思えて、寄附なんていうのは、受けた段階ですぐ不公平になるじゃないかと言いたくなるんですよね。

委員長

規程か規則か知らないけれども、それはそんなに優先するものなのですか。それは裁判でも何でもやってみればいいことで、「私はどうしてもこの小学校に寄附したい」という人がいるのに、「それは市のものです」と言ったら怒りますよ、誰だって、やめますよ。それはちょっとおかしいですよ。そんなことはあり得ない。

教育長

でも、法律の専門家がそう言っている訳です。

委員長

その方面から見た法律の話で、もっと違う面から見たら、こんなものひっくり返す法律はあるのではないですか、どこかに。

教育総務課長

ですから、前回のときにお話ししましたように、平野弁護士は「そうではない、寄附者の意向ですよ」とおっしゃっていました。ですから、見方なのです。見方の部分でこれが総計予算主義に入るのか。それから、公教育の機会均等の理念は、行政がやる時には公教育の機会均等ですから、A学校、B学校にそれぞれ均等に配分するということがあるのですが、私的な金がどこへ行こうが、それは公教育の機会均等ではない、これが通常判断です。ですから、特に後ろにある1,000万ですとか3,000万ですとか、金額にばかり目が行っている。本来は、1円でも10円でも1,000万でも同じなのです、扱いは。どうもそれが大きい金額の部分に実質目が行き過ぎているというところが、非常にこの文章の中にはありありと色濃く出ていたと感じました。

教育長

経理が非常に不明瞭で怪しげなことをやっているということに対して、それをもっと透明化しろというのだったら、それは素直に「それはそうだね」と言えるのです。だけれども、そもそも論から入ってくると、そんなものなのかなと。先ほど、トップアスリートの話がありましたけれども、鶴巻小学校が体操のお姉さんの模範演技を見ることができた、「不公平じゃないか。何でもほかの学校も全部やらないんだ」と言われたら、まさに公教育の公平性というのはそうなる訳でしょう。そんなことを言っていたら大変ですよ。どこかでやったら全部でやらなければいけないから、できないのだったらやっちゃいかんということになるわけですよ。

委員長

これはお金のことだけなんですか。要するに、総計予算主義というから、お金のことだけですか。

教育総務課長

寄附もそうですし、税金もそうですけれども、いろいろな部分

で、お金があった場合には、これを全部一度予算の中に入れて処理をする、出すときも歳出予算ということで処理をするというようなことで、役所のすべてのお金については入りと出がすべて予算の中で確定していなければいけない。それが総計予算主義になります。

教育長

特定の予算は組めるのですか。〇〇小学校に1,000万、だけれども、一たん市に入れて、市のほうからその1,000万を〇〇小学校に配当するということは可能なのですか。

教育総務課長

予算が通れば可能です。交付金という格好で出すということになります。

教育長

通ればというのは、議会を承認が必要ということですか。

教育総務課長

総計予算主義ですから、予算で財政がそれを、こういう寄附が来ますと。だから、その前提として、前回も議論になりましたけれども、教育委員会の中で、寄附者の意向が最優先されるべきだということですから、教育委員会としてはそれをもって財政とやるようになります。

教育長

そんなやりとりをしていて、やりとりのいかんによってはそうならないこともあるということをお願いしたい訳ですか。

教育総務課長

そうすると、寄附者が「それなら嫌ですよ」となって、先ほど教育長も言われた、そういうことで丸々大損をする可能性があります。ですから、寄附者の意向が最優先されるべきだということです。

教育長

そんなに総計予算主義というのは融通がきかないものなのか。誰が考えたって、人間が普通に生きていて、思うじゃないですか。あそこに贈りたいというのだったら、あそこで受け取って何にも不思議じゃない訳です。総計予算主義でも、財政が何と言おうと、この人の目的の部分はず予算として計上して必ず学校に行くようにしてあげるのが普通の考えだと思うのです。それが総計予算主義だからできないというのだったら、悪の根源みたいな主義ですね。

教育総務課長

ちょっと誤解をされていますので。総計予算主義というのは、例えば寄附の絡みで言うと、これを一度入れて、〇〇小学校の基金として出しますということであれば、それが歳出の予算として出ます。ただ、何にもしないでいきなり寄附の部分が学校へ行って学校で基金になってしまうということは総計予算主義から反しますということです。その使い方の部分はそれぞれの担当課、それから寄附者の意向を受けた担当課がそれをやる訳です。

委員長

しかしこれは、最初はそういう話ではなかったですから。

教育総務課長

適正に明確にこの言葉をとらえているかどうかという問題な

教育長

のです。間違っているとらえている部分が往々にしてありましたから。

これから、これと同じことが起きるといことは余りないと思うけれども、しかし、今後のことも踏まえて。多分、監査委員の中でも意見が若干違っていて、教育委員会の意向にかなり沿った形で回答が寄せられていると考えれば、譲っていただいたみたいなどころもあると思うのです。ですから、こう言っでは、こっちで譲って、譲っているかなと思うと、でも何か言って、そういうことはこの文章によく表れているので、それはいいんですけども、だから、今後、こういうことが起こり得るとした場合に、委員会のスタンスとか学校窓口がそのときにうまく対応できないと、「聞いてみなければわかりません」とか「どうなるんでしょうか」なんてやっていると、本当にもたもたしておかしくなるので、これはぜひ今後の参考の一つの指針としてきっちりとさせておいてほしいです。

委員長

これは文章としては精神を表しているんだけど、お金でない場合だってあり得る訳ですよ。特定の学校を優遇してはならない、これは、お金の問題だけだめだ、そのほかならいいということなのか。その前の項を読んだってそうだけれども、特定の学校を優遇してはならないとか学校間の教育環境に格差が生じることについてはいけないという訳ですよ。それは、お金についてはそうならない、でも、そのほかのことについてはいいと言うのかなんて揚げ足を取りたくなくなってしまうのですが。

教育総務課長

ですから、これは、教育委員会が、A学校、B学校、C学校に対してやる行政の事業ですとか、こういうものは機会均等でなければいけないというのが公教育の機会均等の理念ですと。

委員長

いずれにしても、今回のこの件に関しては、教育委員会の意向を正しいと認めたということでもいいですね。ただ、法人化とか、先ほどから申し上げているように、透明かつ適正な管理は、当然、こんなことは当たり前で、法人化というのは、指導する教育委員会がその学校に指導するという事だけでは済まなくて、教育委員会が指導した後をしっかりと見届けないといけないです。

続いて、「不登校児童・生徒への支援のあり方について」ご説明をお願いいたします。

—教育指導課長が不登校児童・生徒への支援のあり方について説明—

教育長

福祉手当の制度が秦野市にはあって、不登校で病気だと、そういう子には5万円から6万円のお金が年間福祉手当として支給される。教育総務部長は元福祉部長で、その辺は詳しいと思うの

教育総務部長
教育長
教育総務部長

ですが、この5万円、6万円という福祉手当というのは、使い道は全く自由なのですか。

拘束は全くないです。

何なのですか、福祉手当というのは。

その当時、特別支援学校が市内にはなくて、前は伊勢原養護、平塚養護に通学していました。それらにかかわるもろもろの経費を換算して、それで5万円、6万円、あと各市の状況も勘案され、そういうことですごくファジーなものではあります。障害の子どもを持って、それなりの経済的な負担もある程度あるということ为前提で、このような手当を出して、そのような障害を持っている家庭の支援をしている、そういうことです。

教育長
教育総務部長

これは不登校も該当するのですか。

今の手当の条例の中では、最初の第1条にあるように、もともとは身体障害という障害者を対象にした制度なのです。それで、「疾病等」と拡大をしてきたという形です。施行規則第2条の「特別支援学校等」の「等」は、障害児のデイサービス事業たんぽぽ、保健福祉センターの一番上でやっているたんぽぽのことです。これも後づけなのです。もともと基本は、要するに、障害者に対する支給、そこから生まれている訳です。それで、病気を拡大して、今度はデイサービスを含めた。

教育長
教育指導課長

例えば、心理的な病気というものも疾病に入るのですか。

秦野養護学校の場合、心理だけでは入りません。ただ、適応障害とかというような病名がついた場合は対象になります。

教育長

そうすると、適応障害という病名がついた。そこで秦野養護学校がいいと言った。ところが、養護学校にもほとんど通うことができない。籍は置いてある。要するに、引きこもり状態が生じた場合は、やはり6万円もらえる訳ですね。籍さえ置いていけば、行く行かないにかかわらず。

教育指導課長
教育長

申請をすれば。

そうすると、うつ傾向が非常に強くなってしまって、対人恐怖みたいなもので、医者さえ病名を診断書に書く。書いただけではまだだめで、養護学校に転籍をしたときに初めてこの5万、6万円が受給できるということになる訳ですね。医者に行って、診断書をもらって、今度は籍を動かして、それが6万円のためだったらばかくさいということになるだろう。そうすると、そうではなくて、引きこもっているという状況で、ここに行かないで家で勉強させたいからお金を出してくれという話のときに、どんどん出せるのかという話ですね。

望月委員

この不登校の子の財政的な援助というのは議会から出てきた

教育長

訳ですね。それで、方向性を出したいと。

全ては言いつくせないけれども、例えば、不登校で困っている子どもに対して、つまり、「いずみ」だとか、さまざまな相談活動で公的資金が投入されている。しかし、それも1人当たりの単価にしたら非常に高い費用が提供されている。ところが、内にこもってしまっている場合には、そのような公的資金が何ら投入され得ない。それはある面では不公平ではないか。家にこもっている子はこもっている子なりに、先ほどの話、通信添削で勉強したり、あるいは本を読んだり、時には相性のいい人だったら家庭教師でうまくいくかもしれないという、非常にそこには教育費がかかっているけれども、それに対するケアが、「いずみ」に行っている子にはあれだけあるけれども、こもっている子にはないというのは、それこそ不公平ではないかという。ですから、そういう子どもや保護者のために、何らかの支援ができる制度化を進めるべきではないかというのがある議員さんのご意見ではあると思うのです。

委員長

そういう問題を金で解決ないしは支援するということがどういう意味なのか、分からないですね。

教育長

福祉手当なども、そうすると何に使ってもいいという話ですね。その辺は、私も、お金ですべて解決することがいいのかどうかは分からないけれども、施策としては福祉手当みたいなもので、お金の問題かというような話になるんですけども。

委員長

身体障害、知的障害、疾病というのは分かりやすいですよ、これは自分の意思ではどうにもならないことだから。不登校なんて、自分の意思で何とかなる訳で。

教育長

これも不登校という問題に対する考え方が大分シフトしてきていまして、いくつか考えるのです。学校に行くのが当たり前で、学校に行くのが当然だと、行っていないことは異常事態だから何としても行かせるように努力すべきだという、そういう前提に立っていると、家にいることは基本的にはよくないことだとなる。つまり、不登校はよくないことだという立場に立ったときは、お金を使うとしたら学校に登校できるためにお金を使えという価値観がかつては主流だったと思います。ところが、今は、家にいて勉強するのも一つの形態としてはありだと、焦っては駄目だと、その子に応じて、その子には波があるから、その時間まではゆっくり待って、焦ることはないという考え方なのです。

ですから、焦らずにエネルギーを充電している間は何らかの手立てで少しは援助したらどうかと。それはこの提案でいくとお金の援助ですね。そうなっている。昔ですと、そんなこと言わ

望月委員

ずに、学校に行かないほうが悪いのだと、行けないで家にいて金なんか出したら、みんな行かなくなってしまう、こういう議論が今でもどこかにあるかもしれないです。ですから、なかなかこれは一筋縄で「はい、そうですか」というのは難しい部分があることはあるのです。

健常児でも、ドリルとかワークブックとか、みんな受益者負担になっているんですね。公教育でこの部分は「いずみ」という場所を提供し、そこで手厚い援助をしている訳ですね。

ですから、あえてこの人たちのために教材とかそういうのは、例えば、これが保護世帯だったら別かもしれないけれども、そのような面から見れば、これはまことに不公平になってしまうのではないか。それから、かえって相手の人権を無視することになるのではないかと思うのですが。

委員長

先ほど、聞き漏らしたのかもしれないけれども、不登校児あるいは不登校の生徒というのは、定義ではどういうものなのですか。

教育指導課長

不登校ということは登校しないという実態をあらわしている言葉と考えていますから、文科省の規程でいくと年間30日以上欠席の児童・生徒というような一つの規程があります。

委員長

そうすると、これは自分の意思で行かないのですよね。あるいは親の意思で行かせないのか。そうすると、学校にはやらないで、先ほどの話ではないけれども、家で教育をしますといたら手当が出ることになる訳ですね。

教育指導課長

先ほどのデメリットとしてお話しました別活用というのはその辺を危惧しているところです。特に、その基準をどうするかで、その経済的な理由と病気以外で30日という基準が果たして適正かは別としても、もう少し休めばお金が入る基準になるとか、あるいは、今、委員長がおっしゃったように、お金が入るのだったら在宅でやってみようというような発想が生まれる可能性があります。

委員長

当然、そのようなことはありますよね。そこをどうクリアするか。「学校なんかに行ったらろくなことを教えないのだから、家で教育したい」なんていう家はいっぱいある訳で、そのような人にお金を出して、学校へ来ない人は家で教育をしなさいという訳にはいかない、そのような人について言えば。

教育長

今、課長が言ったように、こういうことを具体化していく上では当然基準が必要になってきます。ところが、基準といたって、今度は判定が必要になります。非常に難しいですね。30日以上といたら、5日休むのを5回繰り返したら30日になるので

す、行ったり来たり。だから、年間30日以上がすべてこの該当なんていうことはあり得ないです。ですから、そこには、外に全く出られない、引きこもる、つまり、適応指導教室「いずみ」にも顔が出せない非常に厳しい状況が顕著であるとか、それから、保護者がそういった経済的支援を切に望んでいるとか、それがあつた場合には、それが有効に活用できるという見通しがあるとか、いろいろな基準や判断というものが求められてくると思うのです。

ですから、意図的な不登校でお金が目的みたいな申請は却下するとか、そういうことも想定をするのでしょうが、そうして必要な支援体制を組むというのだけでも、そもそも、そのようなことは必要なかどうかということをしちんとやってからでないと、基準づくりも判定基準もやりようがないのです。だから、考え方は演繹でいくか帰納でいくかですけれども、やったとしたらこういう場合はどうなのだと考えていくほうが考えやすいなら、それも一つです。

だけでも、適応指導教室「いずみ」の復帰支援の場所というのは、環境的に人的環境も物的環境も非常に潤沢で、あの子たちが社会適応できるのはありがたいことだ、それは手間暇かけている。しかし、そこになじめない子たちはずっと、1年、2年、家にこもって苦しんでいる。親も手が出せない。でも焦りはある。そういうときに何らかの手立てを委員会や何かがあるとしたら、できるのは、せめてやるとしたら、そういったお金しかないのではないですかみたいなことを言われたら、それもそうかなと思わない訳にいかないのだけれども。

委員長
教育長
委員長

ある意味では楽になりますね、こちらのほうが。

そうですよ。

お金を払っておけば、後の手当てはしなくていい。教育の本質から言えば、このような人をしっかりと学校に行かせるような支援をするということが教育の本質なのだけれども、そんなことを言っただけで、教育の限界を超えている。だから、金銭的な支援で済まそうというところまでいくのなら、そういう判断もできます。

教育長

教材とかいいますけれども、そのようないろいろなケースがあつて、もちろん通信教育をやる子もいるとは思いますが、ゲームにはまって、そこだったら自分の世界があるみたいな子がいて、新しいゲームが欲しい、4,800円でまた欲しい、親がいい加減にしろといっても、この子には今ゲームしかないと思ったら親は買い与える。その資金としてこの6万円なり5万円が助か

ると言われた場合は、結局のところ、使い道を限定なんかできないのです。結局は、親の経済的な負担感というものをそれでどのくらい払拭できるか。もう一つは、公平感というか、不平等感をそれによってなくすみたいな、そのような感じの施策にも見えてくる。

望月委員

今このような事情の中で、経済的にどうしても大変だという、そのような生徒だったら考えられるけれども、ただ不登校だからといって、それではお金を与えてという、行政はそれですべてやっていますということよりも、これは理想論かもしれないけれども、財政的な面を「いずみ」の支援相談員なりにもう少し、週に1回の家庭訪問のところを2回行ってもらうというような方法に使ったほうがより本来的ではないかと。神奈川県ではこのような例はあるのですか。

教育指導課長

県教委に問い合わせたところ、そのような例は把握していないという回答でした。

望月委員
教育長

そうですね。

例えば、こういう子がいたとします。親も困って、本人も困っている。教育相談、カウンセリングを受けたい。でも、秦野の公設のカウンセリングや相談は馴染まない。知らないところへ行きたい。東京のカウンセリングのところに行って話を聞いてもらいたい。そうすると費用が必要ですね、1時間1万円だとか。その請求に対して、それは市で面倒見ましょうというのは無理なのですか。カウンセリングは保険がきかないですから。それも「あなたが好きで行っているんでしょ」とやってしまうか。

望月委員

例えば、完全な不登校ではない生徒で、この近辺では専門家がないので下北沢のほうの医者に行っていますという人もいるのですよね。

委員長

カウンセリングに行ったり医者に行ったりしているというのは何とかしてやりたいと思うけれども、もし、加持祈祷に行っていますというようなことまで金を払うか。やはり難しいですよ。そういう話は必ず出てくる。だから、教育委員会としては教育の本質の議論で終わりにしなくてはいけない。そうすると、それは、学校に出す、学校に有効な対策を講じますということにとどめるしかないのではないですか。「お金を出します」と言ったら、自ら教育の限界を示して「もう私たちはできません」と言っているのと同じことなのだから。

そのような時代が来るかもしれないけれども、教育の本質ばかりでは解決できないことは分かるけれども、しかし、教育委員会が最初に「じゃあ、金出します」と言うのは、そこで限界だと見

て一番の本質を放棄したということにもなりかねないと思います。周りから見て「だめだよ、あなた方の教育力はそこまで行かないんだから、これはもう金で解決します」と言われたら仕方がないけれども、我々のほうが「じゃあ、お金で解決してください」と言うのは、まだちょっと早いのではないかという気がするのですが。

教育長

教育委員会が教育教材費補助とか何とかというのは、どうも自分の中でも馴染みがないのだけれども、福祉というのは、そこは許容範囲なのでしょう。だから、今の話も福祉手当の拡大の中で議論されるのだったら問題ないのですか。それも違うかな。

教育総務部長

それはちょっと違うのではないのでしょうか。不登校の子どもに市の制度として金を出しているということは不登校を容認する形になってしまうと思うのです。今、福祉の制度も、このような現金給付の見直しは非常に行われているのです。それよりも、システムとして障害者をどう社会的に支援をしていくか、そのようなことのほうが大切です。

先ほどもそのような話が出ましたが、まさしくそうだと思うのです。不登校の子が学校に行けるようなシステムづくりをどうしていくかという、そのようなところにお金を使うべきだと。逆にそこに個別にお金を払っていくということは、市の制度として行う訳ですから、要するに、行かなくてもいいよということの容認だということです。それはなかなか難しい話なのだろうと。

たまたま福祉手当の支給制度を引き合いに出して言われたけれども、福祉制度と教育制度は施策が違うという部分があります。福祉はあくまでも、障害者手帳を取得されていたり、障害が固定をしています。ですから、すごく判断しやすいのです。先ほどの不登校なんて、本当に微妙なところですよ。そこに公金を出すという、追認をするということもそうだし、出しづらいところですよ。

教育長

お金を出すのは不登校を容認していると受け取る人もいるかなとは思いつつ、きれいごとで言えば、じゃあ何もできないでずっと我慢しろということかとも言える訳で、先ほど私が言ったのはここなのです。以前は、不登校はよくないのだと、登校して当たり前というものの議論が中心だったので、復帰させることに非常に躍起になっていた訳です。ゼロにするといったら、不登校が出たら、必死になって、極端な話、首根っこをつかまえてでも学校に引きずり出してしまうというようなこと、それをもってよしとしているようなところがあったのですが、今は本人が来るまで待とうというようにスタンスが変わったのです。

待っている間、何とかならないのかという話だと思うので、それは不登校でもいいよと不登校を容認しているのとは実はちょっと意味合いが違うんですよ、結果としては似ているんだけど。ただ、対外的に見ると、一般市民から見たりすると、「学校に行かないでお金もらっているんだってよ」というのは「行かなくてもいいみたいね」ととらえられやすいとは思いますが、ここが話をまた難しくしている一つなのです。

悪だったら、要するに、交通法規に違反しているみたいなものだったら、罰則でも何でも出せるんだけど、無理やり学校に引っ張り出そうとしたことによってもっとひどい状態になってしまったという経験もあって、結果的には本人のエネルギーがたまるまでゆっくり待ちながら、適切なときに適切な刺激を与えるのが一番有効であるというのが今の定説なのです、不登校対策としては。

ですから、そのエネルギーの充電期間に何らかの援助はしてもらえないのですかとあえて主張している人の側に立っているのではないかと思う訳です。それが金なのか本なのかインターネットなのか情報提供なのか何なのかは分かりませんが、たまたまお金でどうだという話になっているという。

委員長

それは先ほど教育長がおっしゃった見極め、判断のところだと思います。揚げ足を取る訳ではないけれども、学校に行かないということもありだというならば、先ほど私が申し上げたように、学校の教育なんか気に入らないから自分のところで教育します、これは法律にも反するのだろうけれども、でも現実にはいる訳ですよ。学校ではなくて自分のところで自分で教育するのだという親だっている訳だから、それも一緒にお金を出すのかということだから、それはもちろん出しません。そうすると、これは出します、これは出しませんという判断の限界というところに行くだけけれども、その限界の判断をするときに教育の限界というものを同時に放棄することは我々がやっていいことかどうか。

教育長

出すと決まったときに、それに理屈をつければ、限界を感じたのではなくて、単なる復帰のためのサポートの一つであると。復帰の階段を上っているところをお金でサポートしているだけであって、我々は決して、だから家庭訪問はしませんとか、相談活動も拒否しますとか、途中で「いずみ」に行きたいと言っても、金を出しているから来ては駄目だとか、そういう問題ではないですというようなスタンスはとれると思うのです。

だけれども、今、秦野の不登校の数をもっともっと減らしていきたいというときに、ずっと休んでいる子どもに片方でお金を出

していて、「それって本気で復帰させようとしているのか」と言われたときには、この金を出すことが復帰につながるのだというようなものになればいい訳です、例えばの話。だけれども、多分、見ていると、一、二年間ずっとインターネットをやったりマンガ読んだりしている子どもの姿を見たら、何でこんな金を払わなきゃいけないのだというようなことを思う人はいるかもしれないです。

教育総務部長

あと一つは、そのような子が100人も200人もいるのかという話になると、私は、完全に引きこもってそのような財政的な支援が必要な子は年間を通して1桁だと思うのです。まして、先ほどの判断の判定基準を設けて、適正な判断をして支給するとしたら、1桁ぐらいだろうと。先ほどの福祉のほうと合わせる必要はないのだけれども、仮に6万円、年間だと5人で30万ぐらいだったら、復帰してくれるのだったら投資する価値はあるかなという考え方もない訳ではないです。ただ、どうも自分の中ではすっきりしないです、そう言っておきながら。

公金を使うときに、市民理解というか、納税者としての理解を考える、そこはすごく重要なポイントだと思うのです。それを考えたときに、それは市民理解が得られる制度なのかなと。

委員長

ましてや、もしこれに当てはめると、要するに、条例改正になったときに、非常に説明が難しい。納得させるだけの説明が非常に難しいだろうというようなことは想定されます。

そこまで行くのなら、前に市長が提案していた奨学金の話がありましたよね。いくらだったか忘れたけれども、微々たるものです。ああいうところに目が向かないのか。才能を伸ばしてあげたいけれども、お金がなくて才能を伸ばすことができないところはほったらかしていいのかなんて議論を持ち出されたときに、それは駄目だけれども、こちらはいいという説得力のある答えがありますか。

教育長

こういう問題こそ、不登校の子どもを抱えて苦しんでいる親御さんとか、不登校の子どもにかかわっている方、また全然違った視点をお持ちの方々に議論していただくとういう話になってくるのか。市民理解が得られる話なのか、よく説得すると理解が得られるのか、理解の外にある話なのかということもあるので、ここで話しているだけだとちょっときついという気はしますね。いろいろな人に聞いてみたいですね。

望月委員

いろいろな人に聞いたほうがいいと思いますよ。

こういうケースを私は経験したのですが、母子家庭だったんですね。言われて僕は初めて気がついたのですが、「先生、お金が

かかって仕方ない」と言うんですよ。冬になると特にそうだと思う。なぜかという、一日こたつに当たって、それからテレビをずっとつけている。ストーブなんかもつけたりしている。電気代がばかにならない。僕はそのとき言われてみてハッとしたんです。とにかく一日テレビはつけっ放し、ストーブ、こたつ、とにかく経済的な面で大変ですよ、お母さん1人だったから。

ですから、もしそのような子どもがいたら、そうしたら、このような部分なども考える余地があるかもしれない。市民感情も許すかもしれない。ただ一律に年間30万円でこうだということであれば、先ほど言ったように、納税者の市民感情は許さない。それから、もらうほうだって、お金で自分たちでやれなんて、市の教育委員会は何を考えているのですかなんてというようなこともあるかもしれないですね。そうじゃない、もっと違うところで苦しんでいる、お金なんか要らないんですよ。

教育指導課長

今、委員がおっしゃったように、その受けるほうの立場でも、その立場の方の環境あるいは経済状況によって全く変わってくるのではないかと思います。この協議を出すに当たって、お一方ではございますけれども、不登校のお子さんをお持ちのお母様に、こういう考え方はいかがかとヒアリングをすることができました。その方の考えですけれども、そういうお金ではなくて、引きこもっているときに本当に欲しいのは相談の相手である。むしろ、そういうお金や学習材でやるよりも、メールでもいいから相談機能が欲しいと私は思いますというご意見でございました。

教育長

子ども自体もそうだけれども、お母さんとかお父さんが苦しんでしまうんですよ。親の話し合い手、悩みを聞く相手も大事だと思います。

高橋委員

そのようなお子様を抱えて大変だろうから、できることは金銭的な面でもというような感じで言われているかもしれないのですが、それを受ける側が援助として何を欲しているかですよ。仲間同士のつながりが欲しいと言われる方もあるだろうし、専門家の助言とかが欲しいと思われる方もいらっしゃると思います。だから、全部ひっくるめて金銭でというのはどうかなとは思いません。

委員長

先ほどの話のように、少し広く意見を聞くということも必要だし、もっと本質的な議論をするところも必要なかもしれない。

教育長

このような問題は、お金の話があったからということもあるんですけど、不登校とは何かという議論を。ただ数字が何人ですというだけでなかなか先に進まないのですが、こういうきっかけで不登校の問題についてこういうアプローチから話ができる

委員長

ということはいいことだと思し、また機会があればぜひやりたいと思います。

教育長

続いて、「幼小一貫教育について」ご説明をお願いいたします。

—教育指導課長が幼小一貫教育について説明—

これも先ほど言った幼稚園教育懇話会のところで出たのですが、これからの秦野の公立幼稚園の行く末をどうするのだという大きな道筋の中で考えなければいけない部分もあるのです。この幼小一貫が教育的にすばらしいといくら言っても、上幼、上小は一貫教育だと言っても、園児はいない、子どもは減っている、無駄だとか、もったいないということも必ずどこかから出てきてしまうので、美しい教育プラン、ビジョン、ロマンだけでは語れない現実もありますから、そういう中での生き残り作戦としても、幼稚園がただあるだけではなくて、小学校の隣接幼稚園については小学校の附属幼稚園化を図っていく。ここの園長は校長が代理することによって経済的な人件費を削減するようなことも考えられる訳です。そうしないと生き残っていけないというようなことも工夫の中で行われる必要がある。それはデメリットではなくてむしろメリットとして考えていけるような財政的な人件費の削減をしながら、実は教育効果は倍になるというようなことがあるならば、こういう選択肢も必要だと思うのです。

望月委員

今、教育長から話があったのですが、小学校1年生の在籍児童の中で、公立の幼稚園出身が何%、公立の保育園出身が何%、あとはいろいろあると思うのですが、その辺はおわかりですか。

教育指導課長

今年度の小学校1年生のデータでいきますと、公立幼稚園が52%です。約半分です。

望月委員

秦野市ですか。

教育指導課長

秦野市です。秦野市の公立幼稚園から秦野市の小学校に新入学の児童は52%です。それから、私立の幼稚園が19%、公立の保育園が8%、私立が18%です。保育園の公私を一緒にしますと、公立幼稚園が半分、保育園が約25%ですから4分の1、私立が5分の1というような数字になっています。

委員長

小中というと九十数%になる。

教育長

伊勢原市のように公立幼稚園を抱えていないところでは、幼小一貫教育といってもかなり無理なのです。やれないのではないかと、連携はできるけれども。

教育指導課長

例えば、ここに紹介しています大根小学校、大根幼稚園、もう一つ、当時の鶴巻保育園という三者で研究したまとめがこの後の資料に載っている訳ですが、そのときにもその話題は結構一つの問題となっていました。当時、大根小学校には大根幼稚園から新

委員長

教育指導課長

教育長

就で入ってくる子どもが40%、全体の4割の大根幼稚園と小学校が一貫教育、連携を深めて、果たしてこれが全体にどれだけ影響力を持つのかということは問題指摘がございました。そのときの大根小学校の研究の方たちは、その4割を確保して、一つのうねり、流れをつくることによって、他の園児たちもスムーズにその流れに入れることができたという表現をしていました。

うまいことを言っているけれども、具体的にどういうことがあったのか、分かりますか。

ここにもございますけれども、右側の下です。「西・大根地区での取り組み」、例えば、事業時間の弾力的な運用とか、大根幼稚園と大根小学校の学習内容の質の工夫、一つのモデルとして大根幼稚園を使った訳です。でも、これはほかの保育園でもやっていることとかなり似ていることがあり、大根幼稚園の子どもにはフィットするけれども、他の子どもにはフィットしないということにはなかった。あるいは、保護者との連携も、大根幼稚園とのつながりはあるのですが、その保護者の中で大根幼稚園の保護者が核となってほかの幼稚園や保育園の方々に働きかけを、これはたまたまかもしれませんが、いい方向に組織化ができたという話を聞いています。

私は、幼小一貫は意味があると思うのですが、幼小をどうやって一貫させることに意味があるかという以前に、幼稚園までの子どもをどう育てるかのほうがすごく大事だと実は思っているのです。そこの育ちをしっかりやらないで小学校に上げたって、そこからでは手おくれとは言いませんけれども、そこでバタバタいろいろなことをやったって、そこまでには子どもは5年間じっくり大人を見ている訳で、それから結構大変です、実は。

だから、中学生ぐらいになって大変な子どもたちを見ていると、やはり5歳ぐらいまでの間に情が育っていないんですよ。肝心の栄養はビタミン愛みたいなものがない。そこまでの間を大事にしなければいかんということがあるので、一貫教育をもしやらないのだったら、就学前まで徹底的に良い環境を作ってやらなければいかんと思っているのですが、でも、それは今の教育委員会の制度的にはなかなか無理がある。だとしたら、少なくとも幼小一貫という中で小学校の側から幼稚園や保育園に発信して行って、そこであるべき教育の姿みたいなものを親御さんと一緒に共有できたら、ちょっとはいい子が育つのではないかという期待をそこで持っているのです。保護者支援というか、保護者教育というか。また、そういうものが必要な子どもは実はそんなにはいないんですよ、親が結構頑張っているから。

委員長

教育指導課長
望月委員

しかし、中学校に行って苦労している親御さん、困っている、どうしていいか分からないで暴れている中学生なんかを見ると、もう少し小さいときにいい環境にあればと思うと、その子たち以外の子は親がしっかりしていれば何とか育ていくので、また集団の経験さえ積めばいいのであって、でも、長い目で見たら、やはり、そのような子たちにも公教育として手を差し伸べておかないと、同じことの繰り返しを毎年毎年やっているんです。悪さして捕まって、鑑別に行って、戻って保護観察になって、こういうことが何も消えていかないし、減っていかないですね。

結局、今の公立の52.0、それから公立保育園が8.0ですか。これとの連携を考えざるを得ないということですよ、いわゆる現状のシステムでの制度では。

私が大根小学校のこれを見ての感想ですけれども、小中よりもこちらのほうが進んでいるのかなということも思ったのです。まず、生活科の中で連携を図りながら、多分、ここなんかは指導案も一緒に作ったのかな。

そうだと思います。

ですから、そういうことによってお互いの学校のこと、幼稚園のこと、理解できる、幼稚園の先生方のことも理解できる、小学校のことも理解できる、だから、まず、かなり踏み込んでいるなと思ったのです。それから、「成果と課題」のところに「互恵性」という言葉が3つ使っているのです。つまり、連携、これは地域との連携もそうだし、学校間の連携もそうだし、まずキーワードは互恵性という考え方と双方向性という考え方なのです、連携というのは、双方向性がないと、片方だけではだめでしょう。こっちが球を投げたら向こうも投げ返してくる。利用するではなくて、利用し合うという双方向性ですよ。それがまずないと駄目です。それから、互恵性というのは、お互いにかかわってよかった、相互にかかわって得るものがあつたという。幼稚園と小学校で先生方がそれを感じ取つたということが、私はすごいと思います。それを感じ取ることによって、連携はさらに深まってくると思います。効果的になり、深まりがある。だから、これを幼稚園の先生方と小学校の先生方が感じ取つたということはすごく大きな研究の成果ではないかと。課題もはっきりしてきましたよね。「カリキュラムの作成」ということと「校種による指導観の違いを意識し合う」と書いてありましたね。その辺の課題も本当にはっきりとつかんでこういうようなことをこれからやっていくということがあるから、この辺の研究は、ファーストステップは終わったような感じがして、次に進めるような感じがするので

す。

渋沢小中も、「互恵性」という言葉は使っていないけれども、要するに、相互にかかわってよかった、それからメリットもあった、それから得るものもあった、言葉は違うけれども、そういうことだと思っております。ですから、大根・西の取り組み、それから渋沢小中の取り組みは、すごく大きな成果が得られている。だから、次に進むのは、まさに円滑に進めることができるのではないかと思います。

これは教育委員会も積極的に推進しますので、ですから、次は体制づくりをどうしていくか、教育委員会の体制づくりをどうしていくか、そのために、人的な措置、2年間でもいいから指導主事を1名増やして、そして担当者をやって、そしてこれを深めてみるという。無理だったらもちろん仕方ないのですが。教育委員会として体制をどうつくるか、それから、推進委員会のようなものも作る必要がある。その推進委員会のようなものは中学校区をうまく利用するという方法もあると思うのです、この段階では。

しかし、メンバーの構成は考えなければいけない。そして、それからもう少しやると、どんどん先に進むのではないかと思います。小中はどうするか、例えば、生活科というものがありましたら、小中の場合は特別活動をどうしていくか。あるいは、総合的なものだったら特別活動は取り組みやすいだろうし、どんどん先に進むのではないか。だから、ここまで研究したのはすごい成果があったのかなということも思ったのです。

委員長

先ほど、小中の人事交流というような話があったと思いますけれども、幼小の人事交流は免許の問題はあるのですか。

教育長

小学校の先生で幼稚園教諭の免許を持ってらっしゃる方はいるんです。幼稚園の保育士で小学校の免許を持っているというのは非常に少ないけれども、いないことはないです。県でも初めてだったと思うのですが、何年前だったか、やったんです。幼稚園と小学校の県費負担教職員と市職の幼稚園教諭を入れかえています。そうしたら、県教委は、びっくりしたけれども、幼小についてはもちろん意識がありますから、要するに、何の負担増にもならないんです。同じ県費で雇っている人間が市費から来た人間に入れ替わるだけですから、支払いの金額は変わらない。市のほうも、県から来た者に市費で給料を払うだけなので。幼小も市費と県費との入れ替え制がうまくできた経過があります。今、その体験をした者が県の教育委員会に行っていますけれども、本人にとっても大変いい勉強になって、今いい指導主事をやっているのではないかと思います。

先月も一貫教育に関して意見を言わせていただいて、これから申し上げることもそうなのですが、決して一貫教育を進めるべきでないというネガティブな意見を言っているのではなくて、進めていく中で留意していただきたいというスタンスで申し上げるのですが、先ほど、小学校に進学する園児の割合が、半分が公立出身で4分の1が保育園ということで、あとの4分の1は言ってみれば寄せ集め集団ということになるのかと思うのですが、私の子どもも市外の私立の幼稚園出身で小学校に入っていますので、その4分の1のうちの1人です。

特に、同じ幼稚園から進んでいる子は少なく、同じ幼稚園から同じ小学校に入ったのは5人ぐらいなんです。ですから、同じクラスに自分だけ、もしくはもう一人いるかというような状況なのですが、それだけ少ない人間で同じ小学校に進学しているので、親同士も、過去2年ぐらいさかのぼって、2つ上の子どもたちの親御さんともかなり頻りに情報交換を今もしています。

そのような中で入学したときに出た話は、現状でも、公立幼稚園出身の子たちは、私たちから見ると十分連帯感があって、スムーズに小学校に入っているように映っているのです。逆に、我々のような立場の者は、親もそうですし、また子どもも疎外感をかなり感じています。ともすれば、その辺で一貫教育を進めていくと、その疎外感がさらに増大されないのかなという懸念が一つはあります。先ほど言ったように、決してネガティブな意見を申し述べるつもりはないのですが。

2つお聞きしたいのですが、そういった意味で、小1プロブレム等の問題を感じている子どもは、公立の出身の子か私立の子が多いのか、そのようなデータがもしあれば教えていただきたいということと、最初に課長からご説明があった小学校に入るに当たっての不要なハードルというところを具体的に教えていただければと思います。

数値としてここに資料をご提供することはできませんが、ただ、どちらかに偏っているということではなく、つまり、公立幼稚園でもあり、私立幼稚園でも、公立保育園、私立保育園、必ずそういう対象は前の年に関係なく出現している印象を持っております。また、これは、一種、発達障害との関係も出てきますので、またこれはいろいろな視野で見ると必要があるかと思っています。

それから、先ほど無用なハードルと申しましたのは、実は、その前に申しました学習内容の重複ということが一つあります。もっと具体的に言いますと、例えば、幼稚園教育、保育の中でも、生活科、1年生、2年生になっても、自然に親しみながら体験を

して、それを学習に結びつけるという学習材がございます。幼稚園の子どもも、秋になると、落ち葉を使って、身をもって中に入りながら、そして、お土産としてドングリや葉っぱを持って帰って、そこで何か遊ぶ物を作ろう。今度は小学校も同じ活動を行います。同じ活動をしますが、今度は持って帰って何か工夫ある物を作ろう。遊ぶか、あるいは学習するかという視点がやや表現は違うのですが、その辺で、以前学習経験があることをどこまで学習したか、残念ながらあまり意識することなく小学校1年生の担任はまた同じことを繰り返すというようなことがございます。その辺でもっときちっと整理してカリキュラムの継続性というものをやったほうがいいのではないかとということが一つでございます。

それから、集団活動でも、幼稚園の年長では、結構、後片づけにしても掃除にしても昼食の配ぜんにしても、自主的にどんどん自分たちでやるということがあります。ところが、1年生の最初の給食の配ぜんは、五、六年生のお兄ちゃん、お姉ちゃんが全部やってあげるといように、せつかく育ってきた自治意識をもう一回戻すというような活動の重複というものが確認されております。具体ではそういうような形です。

これは、公立幼稚園を運営している秦野市教育委員会としての思いを強く出そうとした場合、この14の公立幼稚園にたくさんの園児が来てほしい訳です。私立に行こうか公立にしようか、どっちにしようかと迷ったときに、「公立のほうがいいよ。なぜならば、公立に行くと小学校に上がるときにスムーズにいけるから」とか「幼稚園のころから小学校の先生と仲よくなれるから、小学校に上がったときの苦労が少なくもいいよ」とか、そういう売りをつくらなければいかんとも思う訳です。

そうすると、私が言うには、一貫もいいけれども、附属幼稚園にしてしまっ、幼稚園に行くと、給食は食べられ、小学校でやるようなことも、先生とも仲よくなれるは、広い体育館で遊べるとか、幼稚園だけではなかなか対応できない部分が小学校というスペースと人的な資源を無尽蔵に抱えているようなところでいろいろなことができると、幼稚園教育の中に非常に幅と深みが出るだろうということを期待する訳です。

それをよしとして公立に入れる親御さんが増えてくれれば、これは公立幼稚園を運営している側としては当然そういう努力をしなければいかんということです。あえてそこで私立を選ばれて、その場合には、リスクとしては公立の小学校に上がるときに今言ったみたいなハンデ性がある訳です。それは覚悟の上でしよ

望月委員

うということになる訳です、言い方は変だけれども。

今度は公立の小学校にしてみると、慣れている子どもたちは順応が早い。そういう中で少ない子がうまく馴染めないと思ったら、その子たちに対する特別な配慮は手厚くできるのです、こちら側の面倒は見なくても済むようなことがあれば。ということで、あえて公立幼稚園の側を宣伝するとしたら、それでやるしか売りはない。じゃないと、みんな私立のほうが良いといって逃げられてしまうので、経営戦略としても必要ではないかということも片方にはあるのです。

附属というともたまたま売りになるかもしれないですね。そうすると、校長を1人にしてしまっただけでやる、それから、秦野の場合にはそれは大丈夫かもしれないのですが、小学校の校舎を幼稚園に使ってしまうというようなことをやってみる。宮崎県のある市では、財政難の折で校舎も一元化するというようなところで、当然中身も研究しているというようなところもあるのですが、一つは、附属なんていうような発想から来ると、園長さんと校長を1人にしてしまうというのもいいかなと思うのです。

それから、一つ要望ですけれども、今、ファーストステップはもう終わっているのだと。つまり、これは、連携と一貫という言葉を使うならば、連携の部分は、秦野はもう終わっているのだ、次は一貫のほうに志向するのだ、そのようなとらえ方でいいのではないかと思うのです。それから、よくここまで指導課のほうでこうして構造図をあらわして、これは大変だったと思うのですが、これからは、ひとつ、資料を作ってみて、例えば、今なぜ一貫教育なのか、今なぜ連携・一貫教育なのか、あるいは、連携・一貫教育に期待するものは何か、全国の取り組みの状況はどうか、県内の取り組みの状況はどうか、秦野市の取り組みの状況はどうか、それから、今後の方向性、そういうことをどんどんやってくると、かなり見えてくるのではないか。

ですから、これをできるだけ早く作っていただいたほうが。教育委員会としても、教育委員会の体制づくりはどうすればいいか、あるいは、そういった研究校の体制づくりはどうしたらいいか、違う学校の体制づくりはどうしたらいいか、だんだん見えているのではないかと思います。ですから、できるだけ早く作っていただいたほうがより先に進めるのではないかと思います。その中から予算措置をしていくと、どう計上していったらいいかという部分もより明確に見えてくるのかなと思います。

教育長

見通しとしては、新しい学習指導要領が具体化していくときに、それに対応できるようなカリキュラムが必要ですから、タイ

ミグ的にはその辺が狙い目かなと思うのが一つですね。これは教育委員会が号令をかけてやる方法が一つと、もう一つは現場に道筋を選ばせる。うちはまずは幼と小でやっていこうと、小中は次だということもあれば、小中を先にやっておこうとか、最終的にはみんなつなげていこうというような話になるんだけど、いろいろな事情がありそうなので。

ただ、幼保一体化のこども園もそうですけれども、産みの苦しみというのはいまだに続いているのですが、やってしまわないと工夫も改善も見られないのです。デスクワークで心配ばかりしてしまって、やる中で、カリキュラムの一体化とか、園長、小学校校長、中学校長、3人いても、3者が集まって、教務主任クラスまで集まって、毎月1回会合を開いて、行事やカリキュラムについて検討している。それを毎月やっていくだけでも全然違うと思うのです、やらないよりは。

それでも一貫教育と標榜していいぞというようなことを言わないと、全部きれいにそろってから、意識もそろって、形もそろって、それでようやくスタートなんていったら10年経ってもできないと思いますから。はた目で見るといろいろなものがあって統一感がないと思われても、とにかくそういうチャレンジしていくところで、いろいろな雑多なところから最終的に、形は整わなくても、子どもがいい思いができればいいじゃないかという気はするのです。

望月委員
高橋委員

あまり方法論で焦らないほうがいいと思いますよ。

幼小の連携は本当にいいなとは思いますが。私も子どもを公立の幼稚園から小学校に入れましたので、いいなと思うのですが、幼稚園に入れたくても、いろいろな経済的な事情で保育園に入れなくてはいけないという方もこれからますます増えると思うのです。そちらのほうの救済のためには、幼稚園のあり方、そこをもう一度根本的に見直さないと、預かっている時間を延長するか。結局、今、お迎えの時間はかなり早いですよね。お勤めしながらはちょっと無理という方も多分出てくると思うので、そちらの体制の見直しも必要になってくるかなと思います。

委員長

幼小の一貫のときに、先ほど教育長がおっしゃったように、公立の幼稚園にもっとたくさん入れるための戦略というものはここにあるのだろうけれども、幼稚園とか保育園の魅力を出すには、今の話のように、もうちょっと柔軟な対応が行政の中にできないと、何でも一律にしか対応できないという中では、なかなか魅力なんかつくり出せないですよ、今は。

まさに、何だって多様化している訳ですから、一番のキーワー

教育長

ドは多様化にどう対応するかということだと思っております。そういうところも幼小の一貫の中ではひとつ考えておかないと。

保育園も、4歳児、5歳児になると、保育園にいる時間は長いけれども、それも小学校との連携の中に保育士さんがあるべきだと私は思います。保育に欠けるから預かっているだけだということではなくて、4歳児、5歳児のたくましさというものは、幼稚園に行こうが、保育園に行こうが、たまたま親の都合でいる場所が違うだけなんだと、あるいは時間が違うだけなんだということでもあります。

先ほど言ったように、私が気にしているのは、小学校教育、中学校教育になる前の就学前の4歳、5歳までの間に、どうかかわって、どういう指導を受けられるかということが大事だと思っていますから、幼小の一貫と言っているときに、私は幼保小の一貫と言いたいだけけれども、言ってもいいけれども、保となると、突然、こども健康部だとか厚労省だとか、そういう話が出てきてしまう訳です。

ですから、今、高橋さんが言われたようなものについては、幼稚園の延長保育の問題、あるいは子どもを預かることもやっていますと同時に、保育園に行っている親御さんも安心して自分の通うと思われる小学校に行ってもらえるような、ただ、保育園の場合は学区ではないんですね、意外と。仕事の関係でとんでもないところに行っていますから、どの小学校に入れるかという、小学校は自分の家のほうになるので、一概に言えませんが、少なくとも秦野の公立保育園あるいはこども園に入れている親御さんには、小学校に行っても心配ないような教育を幼稚園、保育園のうちから提供してもらっているのだという気持ちは持ってもらいたいと思います。

高橋委員

地域で育てるといっても、保育園は、その地域ではなくて、お勤めの関係でよその地域とか、小学校は公立に入っても、中学、高校はほかに出るとか、地域と密着していない学習の場選びが今はすごく多くなっていると思うのです。そこで、今後のことを考えて、地域に密着した子育てが一番理想的だと思うので、そちらの必要性も訴えていかないといけない。

委員長

前回の話でも、それは地域の取り組みからまず始めようということだったと思いますから、それはそれでいいと思うのですが、それだけでいいのかなという気はするのです。

もっと全体を通して、幼稚園、小学校、中学校という一貫性というものももちろんこれからの課題だと思いますけれども。

それでは、ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室

委員長

を求めます。

[午後5時50分]

—関係者以外退室—

[削除]

以上で10月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後6時10分終了]